

A Note on Translations

The IBA would like to acknowledge the work of (in alphabetical order) Shunsuke Domon; Tomoyoshi Furukawa; Aoi Inoue (Project Leader); Yusuke Iwata; Yuko Kanamaru (Project Sub-leader); Miku Koike; Shuhei Sasayama; Yosuke Tamura; Hiroyuki Tezuka (Vice President of the JAA); Yoshinori Usui; and Shinichiro Yokota (Project Sub-leader) in the translation and review of this Commentary.



the global voice of
the legal profession®

(公益社団法人日本仲裁人協会による日本語訳 (2022年1月31日))
(Translation by the Japan Association of Arbitrators, 31 January 2022)

[翻訳者註] 疑義がある場合には、原文英語版を参照して下さい。
[Translator's Note] Please refer to the original English version in the case of any questions.

2021年1月

IBA国際仲裁証拠調べ規則2020年改正版に関する注釈*

1999年IBA作業部会¹、2010年IBA証拠規則レビュー小委員会²及び
2020年IBA証拠規則レビュー・タスクフォース³

* 本稿は、2 B.L.I., pp. 16-36 (2000) において公表された「国際商事仲裁における新たなIBA証拠規則に関する注釈」と題する改正前IBA規則に関する注釈の改訂・拡張版である。同注釈はその後、2010年及び2020年の規則改正を踏まえて改訂・拡張されている。

¹ IBA国際商事仲裁証拠調べ規則は、国際法曹協会の仲裁ADR委員会 (D委員会) によって任命された作業部会によって起草された。作業部会はイタリアのGiovanni Ughiが指揮をとり、スウェーデンのHans Bagner、イングランドのJohn Beechey、フランスのJacques Buhart、香港のPeter Caldwell、スペインのBernardo M. Cremades、オランダのOtto De Witt Wijnen、フランスのEmmanuel Gaillard、フランスのPaul A. Gelinas、スイスのPierre A. Karrer、ドイツのWolfgang Kühn (D委員会前委員長)、フランスのJan Paulsson、ドイツのHilmar Raeschke-Kessler、米国のDavid W. Rivkin (D委員会委員長)、ベルギーのHans van Houtte及びイングランドのJohnny Veederがそのメンバーであった。

² 2010年5月29日、IBA理事会は、「IBA国際仲裁証拠調べ規則」の改正版を承認した。2008年、国際法曹協会の仲裁委員会は、IBA証拠規則レビュー小委員会に対し、1999年IBA規則の見直しという任務を課した。小委員会は、米国/ドイツのRichard Kreindlerが指揮をとり、スペインのDavid Arias、米国のC. Mark Baker、カナダのPierre Bienvenu (仲裁委員会前共同委員長)、ギリシャのAntonias Dimolitsa、米国のPaul Friedland、コロンビアのNicolás Gamboa、連合王国のJudith Gill, Q.C. (仲裁委員会共同委員長)、ドイツのPeter Heckel、ニュージーランドのStephen Jagusch、中国のXiang Ji、韓国のKap-You (Kevin) Kim、米国/ドイツのAmy Cohen Kläsener (小委員会事務局)、連合王国のToby T. Landau, Q.C.、フランスのAlexis Mourre、ドイツのHilmar Raeschke-Kessler、米国のDavid W. Rivkin (仲裁委員会前委員長及び法律実務部前部長)、スイスのGeorg von Segesser、アラブ首長国連邦のEssam al Tamimi、アルゼンチンのGuido S. Tawil (仲裁委員会共同委員長)、日本のHiroyuki Tezuka、中国のAriel Yeがそのメンバーであった。

³ 2016年9月、IBA仲裁ガイドライン及び規則小委員会は、IBAの各種ソフトローの受容に関する報告書を承認した。同報告書は、2020年にIBA国際仲裁証拠調べ規則を改正することを勧告した。2019年、IBA仲裁ガイドライン及び規則小委員会は、同規則の改正を責務とするタスクフォース (「2020年レビュー・タスクフォース」) を設置した。2020年レビュー・タスクフォースは、当初、スペインのÁlvaro López de Argumedoとコロンビア/フランスのFernando Mantilla-SerranoがIBA仲裁ガイドライン及び規則小委員会の共同委員長として指揮をとり、その後、スイスのNathalie Voserと米国のJoseph E. Neuhausが引き継いだ。小委員会事務局であった米国のDavid Blackman、ベネズエラ/スペインのSantiago

あらゆる仲裁において、当事者とその代理人弁護士が——仲裁廷も同じく——直面しなければならない重要な問題は、その仲裁についての手続の決定である。主要な仲裁機関規則及びアドホック規則は、仲裁の枠組みを規定し、それに加えて事件の最初の陳述（initial statements of the case）、仲裁人の選任及び忌避並びに仲裁判断の性質及び費用等の事項に関する詳細な規定を含んでいる——しかし、それらの規則は、それらの規則に従うあらゆる仲裁において、いかにして証拠を収集し、提示すべきかについては、意図的に沈黙している。

全く当然のことながら、主要な仲裁機関規則及びアドホック規則は、全ての仲裁が同じ方法で進行されることを要求してはならず、そのため、各仲裁に最適な手続を当事者が柔軟に考案することを可能にしている。当事者自治及び柔軟性は、国際仲裁の重要な利点の1つである。

しかしながら、これらの規則に存在する意図的な空隙は、多くの事案において、当事者間で審理の進行方法についての見解の対立がある場合に問題を引き起こし得る。これは、当事者が異なる法的なバックグラウンドや文化を有する場合に特に当てはまる。当事者の一方又は双方が国際仲裁に不慣れな場合にも問題が生じ得る。

40年近く前、国際法曹協会（International Bar Association, IBA）は、この空隙を補充するための仕組みの提供による当事者の支援を開始した。IBAは、その仲裁委員会が現在、世界130か国からの3000人以上の仲裁実務家を擁していることから、そのような指針を提供するのに比類なく適している。

1983年、IBAは、国際商事仲裁における証拠の提示を規律する補充規則（「1983年規則」）を採択した。1983年規則は、一般に高い評価を受け、国際仲裁において行われ得る調和された手続の一例として、仲裁に関する会議で頻繁に議論された。

1999年までに、国際仲裁の性質は大きく変化した。新しい手続が進展し、適切な

Rodríguez Senior、スペインのJesús Saracho Aguirre、フランス/連合王国/スイスのAlice Williamsが彼らを支援した。2020年レビュー・タスクフォースのメンバーは、スペイン/連合王国のCarmen Martínez López、スウェーデンのStefan Brocker、イタリアのCecilia Carrara、インド/米国のKabir Duggal、ブラジル/アルゼンチンのValeria Galindez、ナイジェリアのBabajide Ogundipe、ロシアのAndrey Panov、アルゼンチン/米国のNoiana Marigo、連合王国/アイルランドのSamantha Rowe、スイスのAnnu-Véronique Schlaepfer、デンマークのJimmy Skjold Hansen、中国のHelen H Shi、エジプトのMohamed Abdel Wahab、レバノン/フランスのRoland Ziadé、ドイツのDaniel Busse、カナダのPierre Bienvenu、フィンランド/ドイツのLaura Halonen、オーストラリア/フランスのBen Juratowitch、インドのTejas Karia、米国/ベルギーのErica Stein、ルーマニアのCosmin Vasile、チリ/イタリア/エルサルバドルのSabina Sacco、アラブ首長国連邦のHassan Arab、コロンビア/連合王国のXimena Herrera-Bernal、ポーランドのBartosz Kruzewski、カナダ/フランスのIsabelle Michou、米国/連合王国のTyler B. Robinson、中国のAriel Yeであった。

手続に関する異なる標準が定着し、そして、かつては国際仲裁を歓迎していなかった世界の多くの地域がそれを受け入れたため、国際仲裁の範囲は大幅に拡大した。

その結果、1983年規則を更新し、改正することが必要となり、1997年、IBAのD委員会（現在は「仲裁委員会」）はこれを行うため、イタリアのGiovanni Ughiを長とする新しい作業部会を結成した。作業部会は16名で構成された（脚注1参照）。作業部会は、1997年11月のデリーと1998年9月のバンクーバーでのIBAの公開会合において、多くの会合を開き、同規則について議論した。草案はまた、パブリック・コメントのためD委員会委員等に回付され、多数の仲裁に関する会議において議論された。作業部会は、1999年6月1日にIBA理事会により採択されたIBA国際商事仲裁証拠調べ規則（以下「1999年IBA規則」という）の最終版を作成する際に、この手続を通して寄せられたコメントを検討した。

IBA国際商事仲裁証拠調べ規則は、国際仲裁において一般に利用されている手続の有用な調和として歓迎され、国際仲裁において広く利用された。2008年、IBAの仲裁委員会は、IBA証拠規則レビュー小委員会を設置し、1999年IBA国際商事仲裁証拠調べ規則を見直し、必要に応じて更新するという任務を課した。レビュー小委員会は、2008年10月のブエノスアイレス、2009年2月のドバイ、2009年10月のマドリードで開催されたIBAの公開フォーラムにおいて、多くの会合を開き、同規則について議論した。2008年には、仲裁委員会メンバー等を対象にオンライン調査を実施した。2010年初頭、仲裁委員会は、パブリック・コメントのために草案を回付した。改正案は、多くの仲裁に関する会議で議論され、寄せられたコメントは、この過程を通して十分に検討された。改正IBA国際商事仲裁証拠調べ規則（以下「2010年IBA証拠規則」という）は、2010年5月29日にIBA理事会によって採択された。

2010年IBA証拠規則の最終的な規定は、1999年以降の国際仲裁における新たな進展とベストプラクティスを反映するために必要な範囲でのみ変更及び更新するという仲裁委員会の希望を反映したものであった。「商事」という文言は、IBA証拠規則が商事仲裁及び投資仲裁のいずれにおいても使用され得るものであり、実際に使用されている事実を確認するために、同規則の名称から削除された。

2010年IBA証拠規則の見直しを完了した後、2020年レビュー・タスクフォースは、主として規則をより明確なものとするために、限られた数の変更のみを勧告した。これらの変更には、(i) 第2条において、証拠調べに関する事項についての最初の協議において取り扱うことができる事項のリストに、サイバーセキュリティ及びデータ保護に関する事項への言及を追加すること、(2) 「リモート審問期日」の文言を定義規定に追加し、並びに、リモート審問期日及び仲裁廷によるリモート審問期日の実施に関するプロトコルの作成を明示的に規定するために第8条を改正すること、(3) 仲裁廷が違法に得られた証拠を排除することができる旨の規定を第9条に追加することが含まれる。

この規則の新たなバージョンに規定された変更はまた、世界中の160以上の仲裁機関と1999年作業部会及び2010年レビュー小委員会のメンバーに求めたコメントの2020年レビュー・タスクフォースによる検討も反映している。

IBA証拠規則は、シビル・ローの法体系、コモン・ローの法体系及び国際仲裁手続自体において当初より進展してきた手続を含んでいる。同規則は、当事者が自身の特定の事件においてどのような手続を用いるかを決定する際に役立つように設計されており、国際仲裁手続を進行するための方法の一部（全てではない）を提示している。当事者及び仲裁廷は、——契約における仲裁条項の作成の際又は仲裁が開始されてから——IBA証拠規則の全部若しくは一部を採用することができ、又はこれを指針として使用することができる。当事者は、それぞれの事項について個々の事情に応じて自由にこれを調整することができる。

本稿では、2010年及び2020年に改正されたIBA規則の重要な規定について記述し、その起草及び改正過程の若干の背景を紹介する。2020年レビュー・タスクフォース並びにIBA仲裁ガイドライン及び規則小委員会は、この注釈が、当事者にとって、特定の仲裁においてIBA証拠規則を使用するかどうか、また、どのように適用するのが最善であるかを決定する際に役立つことを期待する。IBA 証拠規則及び同規則のさまざまな言語への翻訳は、www.ibanet.org からダウンロードできる。

前文

IBA証拠規則を適用する方法を当事者及び仲裁廷が最もよく理解できるようにするため、同規則を規律する一般原則を特定することが重要であると考えられた。前文はまた、IBA証拠規則が達成しようとしているもの及び達成しようとする意図していないものの双方を説明する際にも重要である。

- i. 前文は、IBA証拠規則が「仲裁手続に適用される法令及び仲裁機関規則、アドホック規則又はその他の規則を補うものとして考えられた」と述べている。IBA証拠規則は、国際仲裁（商事仲裁と投資仲裁とを問わない）の進行について完全な仕組みを提供することを意図したものではない。当事者はなおも、ICC、AAA、LCIA、SIAC、HKIAC、UNCITRAL又はICSIDのような一連の仲裁機関規則若しくはアドホック規則を選択し、又は自身らの仲裁のための全体的な手続枠組みを確立するために、自身らの規則を設計しなければならない。IBA証拠規則は、証拠調べに関するこれらの手続枠組みを定める規則に残されている空隙を補充するものである。
- ii. 前文の最初の文章が述べているように、IBA証拠規則は、国際仲裁における証拠調べについて、「効率的、経済的及び公正な手続」を提供することを意図している。この原則は、IBA証拠規則の全ての規則の基礎となっている。1999年作業部会は、国際仲裁がより複雑になり、事件の規模が大きくなっているため、当事者及び仲裁廷にとっては、最も効率的かつ費用のかからない

やり方で紛争を解決する方法を見つけることが重要であると考えた。2010年レビュー小委員会では、この文章を改正し、公正性の原則を明示的に盛り込んだ。この変更は、前文第3項の改正と密接に関係しており、同項は現在、各当事者がIBA規則に従って証拠調べを行う際に「誠実に」行動しなければならないという要件を含んでいる。仲裁廷の裁量により、この誠実要件の違反が、第9.6条、第9.7条及び第9.8条に定める結果を生じさせ得る。

- iii. 全ての国際仲裁を進行するのに最善なただ1つの方法というものが存在しないこと、及び国際仲裁手続に本来的に備わっている柔軟性が利点であることが認識された。したがって、特に、前文第2項において、IBA証拠規則がこの柔軟性を制限することを意図したものではないことを指摘することが重要であると考えられた。たしかに、同項で指摘されているように、IBA証拠規則は、当事者及び仲裁廷が自身らに最も適した方法で使用すべきである。
- iv. 前文は、各当事者が「証拠調べ期日又は事実若しくは内容に関する決定に合理的に先だって、他の当事者が依拠するところの証拠について知る権利がある」という原則に基づいて証拠調べが行われなければならないというIBA証拠規則の最も重要な原則を指摘する。この原則は、IBA証拠規則の全ての条項に浸透している。したがって、証拠文書、証人陳述書、専門家意見書等の交換に関する条項は、当事者及び仲裁廷に対し、各当事者の証拠に関する重要な情報を提供するものである。

定義

IBA証拠規則の定義規定は、IBA証拠規則において適用される基本的な定義を定めている。これらの定義は、概して明快なもので、一般に理解されている意味を有する。定義自体は、行動又は証拠に関する実質的な規則を規定するものではない。

あまり一般的に用いられていない定義の1つは、「一般規則」の定義である。この文言は、IBA証拠規則においては、当事者が仲裁を行う際に従う、ICC、AAA、LCIA、SIAC、HKIAC、UNCITRAL及びICSIDの仲裁規則のような、仲裁機関規則又はアドホック規則を指す。この文言は、とりわけIBA証拠規則と仲裁手続を規律するその他の規則との間の抵触について論じている第1.3条及び第1.5条で使用されている。

1999年IBA規則における「文書」の定義は、ほとんどの形式の電子的証拠を含むのに十分な程度に広範であった。2010年レビュー小委員会は、電子的証拠を含む全ての形式の証拠がIBA規則に服し、また (i) 関連性及び重要性の基準の充足を含む第3.3条の要件及び (ii) 第9条に定める異議事由を条件として、それらの証拠を要求することができることを確実にすることを意図した軽微な変更を取り入れた。

2020年レビュー・タスクフォースは、新たな第8.2条において使用されている「リモート審問期日」という文言の定義を追加した。この定義は、審問期日が、一般的な理解においては「仮定の」ものではないが、複数の場所にいる全ての又は一部の参加者が同時に参加することを可能にする電話会議、テレビ会議又はその他の通信技術を用いて行われることが増加しているという事実を反映している。第8.2条の条項は、リモート審問期日プロトコルの作成を要求し、プロトコルが取り扱う事項を提案するものであるが、それはそのような形式のあらゆるリモート審問期日に適用される。

第1条 適用範囲

国際仲裁は、仲裁の手続枠組みを定める一般準則及び仲裁地における仲裁手続に関する強行法規に従う。したがって、IBA証拠規則は、当事者が一般的に使用する主要な仲裁機関規則及びアドホック規則に適合するように作成されているが、それにもかかわらず、当事者が選択する他の一連の規則（IBA証拠規則の用語では「一般規則」）又は強行規定との間に抵触が生じることがある。第1条は、これらその他の規定と抵触する場合に、仲裁廷がIBA証拠規則をどのように適用すべきであるかに関するいくつかの基本原則を規定している。

IBA証拠規則と強行規定との間に抵触が生じる場合には、強行規定が優先する。

IBA証拠規則と一般規則（すなわち、当事者が選択した仲裁機関規則又はアドホック規則）との間に抵触が生じる場合には、当事者は、国際仲裁の中核をなす当事者自治の原則に従い、当事者が合意する場合には選択した方法でこの抵触を解決する権利を有する。そのような合意がないときは、仲裁廷は、可能な範囲で最大限に、2つの規則の調和を図らなければならない。第1.1条、第1.3条及び第1.5条は、IBA証拠規則に関する合意が、一般に、証拠に関する事項についてのより具体的な合意であることから、証拠調べにおいてIBA証拠規則を一般規則に優先して適用することを明示している。しかしながら、2020年レビュー・タスクフォースは、潜在的に適用可能な2つの規則の抵触が、双方の一連の規則の目的を達成することを不可能にし得るという事実を確認するために、第1.3条に「可能な限り」という文言を挿入した。

IBA証拠規則の意味内容に関して紛争が生じた場合又はIBA証拠規則と一般規則の双方が特定の事項について沈黙している場合、IBA証拠規則は、前文に規定されるもの等のIBA証拠規則の目的又は一般原則を、可能な限り最大限、手続上の問題に関して決定する際に尊重することを仲裁廷に指示する。

上記のように、IBA証拠規則は、商事仲裁又は投資仲裁において使用することができる。ただし、IBA証拠規則には、アミカス・キュリエ (*amicus curiae*) の参加に関する規則等の投資仲裁に特化した規則は一切含まれていない。

第1.2条は、2010年改正の採択日である2010年5月29日よりも前に、又は2020年改正の採択日である2020年12月17日よりも前に、IBA証拠規則の適用を合意した当事者が、異なる表示のない限りは、以前のバージョンのIBA規則を合意したものとみなすことを定める。IBA証拠規則は今後も更新される可能性があるため、仲裁の時点での最新版のIBA証拠規則の適用を希望する当事者は、このことを仲裁条項に含めることを検討すべきである（IBA証拠規則序文において提案されている仲裁条項を参照）。2020年レビュー・タスクフォースは、IBA証拠規則の前文に明記されているように、当事者がIBA証拠規則の全部又は一部のみを適用することを合意することができることを第1.2条において明らかにした。

第2条 証拠調べに関する事項についての協議

第2条は2010年の改正により盛り込まれた。2010年レビュー小委員会は、仲裁の大規模化と複雑化及びそれに伴う証拠上の問題に対応して、IBA規則をどのように適用し、拡張すべきか、慎重な検討を行った。2010年レビュー小委員会は、国内向け及び国際的な様々な仲裁規則・手続について検討した結果、“meet and consult”アプローチを採用することにした。

第2.1条は、仲裁廷と当事者との間で、「手続中できる限り速やかにかつ適切な時期に」協議を行わなければならないことを規定している。通常の場合下では、この協議は、手続準備会合又は初期の段階で行われる意見交換と共に行われるであろう。手続の早い段階で協議を行うことにより、参加者は、効率的、経済的及び公平な方法で証拠調べに関する事項を決定することができる。証拠調べに関する事項が仲裁の初期の段階において十分に明確でないと認められる場合には、仲裁廷は、この協議又は意見交換を延期することができる。

第2.1条の協議において議論されるべき証拠調べに関する事項は、第2.2条に列挙された事項を含むが、それらに限定されない。2020年レビュー・タスクフォースは、第2.2条の柱書に「該当する限りにおいて」という文言を追加し、仲裁廷及び当事者が、第2.2条に記載されている事項の一部について協議を行わないこともできることを強調した。第2条は、証拠調べに関する事項を議論するための枠組みを定めているが、個別の仲裁において、証拠をどのように扱うべきかを予め規定することを意図したものではない。例えば、仲裁廷及び当事者は、当該仲裁において、電子的形式で保存されている証拠の開示を求めないことを決定することもできる。他方、電子的形式で保存されている証拠の証拠調べを行うことが、証拠の効率的、経済的及び公正な証拠調べに資すると判断される場合には、例えば、提出の形式（第3.12条（b））や、特定のファイル名、検索条件、個人名、又は効率的かつ経済的に対象文書を検索するための他の方法の策定（第3.3条（a）（ii））等、当該証拠調べの詳細について、早期に検討することが望ましい。

第2.2条（c）及び（d）にかかる事項について想定される協議では、証拠調べに関連する様々な技術の使用について取り扱うことができる。例えば、文書提出を

ぐる争点を示して解決するための具体的な表、秘匿特権を理由に提出されなかった書類の詳細を特定するための秘匿特権ログ (privilege log) 及び機密情報の開示を回避するための書類のマスキングなどが含まれるが、これらに限定されない。

2020年レビュー・タスクフォースは、第2.2条 (e) を新設し、データプライバシーやサイバーセキュリティの問題を含むデータ保護の問題について、手続の早い段階での検討を推奨することを強調した。当事者及び仲裁廷がこれらの問題を検討する際に有用なものとして、ICCA-IBA Roadmap to Data Protection in International Arbitration⁴ 及び ICCA-NYC Bar-CPR Protocol on Cybersecurity in International Arbitration⁵がある。

第2.2条 (f) は、仲裁における時間と費用を節約する手段について協議することを促すものである。また、同号は、証拠調べに関する資源保護 (conservation of resources) についても言及しており、例えば、移動や書類の複製 (ウェブ上のプラットフォームを利用した書類の提出を含む。) にかかる経済的・環境的コストなどが含まれる。

第2.3条 (1999年に公表された「IBA国際商事仲裁証拠調べ規則」前文第3項) は、仲裁廷に対し、可能な限り速やかに、当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ、その結果にとって重要であるとみなす可能性のある事項を当事者に示すことを奨励している。また、このパラグラフは、特定の問題について中間的判断を行うことが適当であるとされる可能性があることを示している。1999年作業部会は、訴訟型のmotion practiceを奨励することを望まなかったが、本作業部会は、ある場合には、特定の事項が事案の全部又は一部を解決する可能性があることを認めた。このような状況において、IBA証拠規則は、潜在的に不必要な作業を回避するために、仲裁廷がこのような事項に最初に対処する権限を有することを明確にしている。

第3条 文書の提出

第3条は、当事者が仲裁手続に証拠として提出しようとする文書について定めたものである。

第3条は、次の3つのグループの文書について言及する。すなわち、(1) 当事者自身が入手可能な書類、(2) 当事者が提出証拠として使用したいが、仲裁手続の他の当事者が所持しているか又は仲裁手続外の第三者が所持しているため、自身が提出することができない文書、及び(3) いずれの当事者も仲裁手続に証拠として提出していないか又は提出しようとしていないが、仲裁廷により、関連

⁴ https://www.arbitration-icca.org/publications/ICCA_Report_N7.html

⁵ https://www.arbitration-icca.org/publications/ICCA_Report_N6.html

性があり、かつ、重要であるとみなされる文書の3つのグループの文書である。さらに、第3条は、当事者及び仲裁廷による証拠としての文書の取扱いに関するいくつかの一般原則を定めている。

以下の各項で述べるとおり、文書の提出に関連する多くの問題は、第2.1条に基づいて行われるものであるか、手続中の他の時点で行われるものであるかを問わず、当事者間の事前協議が望ましいものが多い。そのような問題には、例えば、サイバーセキュリティ及びデータのプライバシー/保護、文書の収集/保存の範囲、提出方法並びに提出されなかった秘匿特権文書を特定するための秘匿特権ログ及び類似の文書の使用が含まれる。

当事者が入手可能な文書の提出

IBA証拠規則は、各当事者は、自ら入手可能で、かつ、証拠として依拠しようとする文書を提出しなければならないという多くの仲裁規則に明記されている原則をまず定めている⁶。この規定は、当事者は自らの主張を裏付ける証拠を提出する義務を負うという、シビル・ロー諸国及びコモン・ロー諸国のいずれにおいても一般に認められている原則を反映したものである。

第3.1条には、「仲裁廷が定めた期間内に」という文言が含まれている。この文言はIBA証拠規則の全体を通じて、当事者により提出が行われるべき場合や措置を講じるべき場合に繰り返し登場する。1999年作業部会は、当事者及び仲裁廷に、スケジュール上の柔軟性を最大限に与えることが最善の方法であると考えていた。したがって、IBA証拠規則の全体を通じて、ここで定められたように、スケジュールは、それぞれの事案において、仲裁廷が両当事者と協議するという前提で、仲裁廷の決定に委ねられている。例えば、各当事者が依拠しようとする文書の最初の提出に関しては、当該文書が提出される具体的な時期は、当初の主張において、争点がどの程度適切に整理されているかによって異なり得る。もちろん、スケジュールは、問題の複雑さ、当事者のリソースや所在地、及び各事案の個別の状況に応じて変化する。

各当事者が依拠しようとする文書の最初の提出がされても、証人陳述書又は専門家意見書などその後に提出される文書に含まれる記載に反論するため、当事者が追加の文書を提出することを必要とすることがある。第3.11条は、各当事者が所持する文書の第2回目の提出を規定する。ここでも、仲裁廷は、このような第2回目の提出がいつ行われるべきかを決定することとされている。

他の当事者が所持する文書

⁶ UNCITRALモデル法第23条、UNCITRAL仲裁規則第27条(1)、HKIAC管理仲裁規則第22条(1)、ICDR仲裁規則第21条(3)、ICSID仲裁規則・規則33、LCIA仲裁規則第15条(2)乃至第15条(5)、SCC仲裁規則第29条(1)及び第29条(2)、WIPO仲裁規則第41条(c)及び第42条(c)を参照。

一方の当事者が他の当事者に文書の提出を求めることができるかどうか、また、どのような条件の下で求めることができるかという問題は、1999年作業部会における議論の大部分を占めた。この問題が活発に議論されたことは、文書提出の問題が、コモン・ローの実務家とシビル・ローの実務家で考え方が異なる重要な領域であることを示すものであった。この議論は、IBA証拠規則の中心的な特徴となったバランスのとれたアプローチを生み出し、コモン・ロー及びシビル・ローの双方の実務家に広く受け入れられるようになった。IBA証拠規則の現行の改正も、このバランスを維持している。

原則

1999年作業部会は、国際仲裁におけるプラクティスは、その大部分については、調和され得るものであり、かつ、現に調和されてきたことから、文書の提出に適用される一定の原則について合意に達することができた。1999年作業部会は、いくつかの原則を道標とした：

広範な米国又は英国スタイルの証拠開示は、一般に国際仲裁においては適切ではない。むしろ、提出すべき文書の要求は、事案の結論に関連し、かつ、重要な問題に対して、慎重に調整してなされるべきである。

しかし、同時に、国際仲裁において、一定の文書提出制度を定めるのが好ましいことについては、シビル・ローの実務家の間であっても、一般的なコンセンサスがあると考えられていた。最も頻繁に使用される一般的な仲裁規則によれば、仲裁廷は、あらゆる適当な方法により事案の事実関係を認定するとされている⁷。ここには、仲裁廷が、一方の当事者に対し、他の当事者の要求に基づき、内部文書を含む一定の文書を仲裁手続に提出することを命ずる権限が含まれる。シビル・ローの国においてさえ、裁判所は、一方の当事者の要求に基づいて、又は裁判所がこれらの文書の必要性を認めることにより、内部文書の提出を命じる権利を有することがある。

IBA証拠規則は、文書提出要求は、仲裁廷と他の当事者に宛てるものと定めている。まず、当事者は、自らが所持、管理又は支配する全ての要求された文書で、異議がないものをすべて提出するものとされる（第3.4条）。ただし、書面提出の範囲の決定（当事者がその意思に反して仲裁手続に内部文書を提出しなければならないか否かを問わない。）は、専ら仲裁廷に属する。したがって、文書提出要求を受けた当事者が自発的に要求された文書の提出を拒否する場合には、仲裁廷のみが当該要求について決定する権限を有する。

許容される文書提出要求の範囲は、第9.2条に記載されている一定の異議、（2020年レビュー・タスクフォースにより追加された）第9.3条に記載されている異議（以下のこれらの異議に関する議論を参照。）、又は第3.3条に記載されている

⁷ 例えば、ICC仲裁規則第25条（1）、LCIA仲裁規則第22条（1）（iii）。

要件を満たしていないことによっても制限される。当事者は、文書提出要求に異議を申し立てるに当たり、異議の根拠としていずれを主張してもよい。仲裁廷は、そのような場合には、まず、関連当事者に対し、異議を解決することを目的として協議するよう促すことができる（第3.6条）。

異議が協議によって解決されない場合には、いずれの当事者も、仲裁廷に対し、当該異議のいずれかが適用されるか否かに関する決定及び文書提出要求自体の正当性に関する決定（第3.7条）をするよう求めることができる。仲裁廷は、第一に、申立人が証明しようとする問題が当該事案に関連し、かつ、その結果にとって重要であること、第二に、第9.2条及び第9.3条が規定する異議事由のいずれも該当しないこと、第三に、第3.3条の要件が満たされていること、の全てを確信する場合には、文書の提出を命じる。

第3.2条から第3.8条の定めは、上記の原則に従ったものである。他の当事者からの文書提出要求に関するこれらの規則は、コモン・ロー諸国で一般的に見られるより広い見解と、シビル・ロー諸国で一般的に見られるより狭い見解との間の、バランスのとれた妥協を表している。従って、IBA証拠規則は、仲裁がこれらの異なる法的バックグラウンドを有する当事者を含む場合、特に有用となり得る。例えば、ヨーロッパ大陸諸国の当事者は、これらの規則が、コモン・ロー諸国の当事者からの過度に広範な文書提出要求を制限しようとする際に有用であると考えられるだろうし、一方、コモン・ロー諸国の弁護士は、IBA証拠規則を使って、ヨーロッパ大陸諸国の当事者から、当該規則がなければ提供しようとしなかった可能性のある文書を入手することができるかもしれない。

手続

通常、各当事者が依拠しようとする文書を第3.1条に基づいて最初に提出した後、いずれの当事者も、仲裁廷及び他の当事者に文書の提出を要求することができる。この要求は、第3.2条に定めるとおり、仲裁廷が定めた期間内に提出しなければならない。文書提出要求は、通常、手続中の一定の段階でなされるが、第3.2条は、案件の進展に応じて手続全体を通じた複数の時点で文書提出要求（及びそれに伴った文書提出）を行うことを当事者が合意し又は仲裁廷が命じることを妨げない。場合によっては、文書提出要求を、最初の実体的な主張書面に先立って行うことが正当とされることもある。申立人が、例えば資産の収用のような、自己がコントロールできない事情のために、もはや文書にアクセスすることができなくなるような場合などである。

第3.3条は、文書提出要求の内容に関する一定の要件を定めているところ、概して、文書提出要求において、その提出を求める文書が具体的に記載されるように要件が設計されている。第3.3条は、広範な「証拠漁り（fishing expedition）」を防止すると同時に、当事者が合理的な具体性をもって文書を特定することができ、かつ、当該文書が事案に関連し、かつ、その結果にとって重要であることが示されるように設計されている。この第3.3条が求める情報の具体性は、文書提

出要求を受けた当事者が（第3.4条で規定されているように）自発的に要求に応えるか、あるいは異議を申し立てるか（第3.5条）を決定するために役立つようにも設計されている。また、この要求の具体性は、要求に異議が申し立てられた場合に、仲裁廷が、第3.7条に定める基準に従って、要求を認めるか否かを決定することができるようにすることも意図されている。

文書提出要求は、(i) 十分に詳細を記載し、要求する文書を特定しなければならない。(ii) 要求された文書が事件に関連する理由及びなぜその結果にとって重要なものであるのかを記載しなければならない。(iii) 要求する文書が文書提出を要求する当事者に所持されていないこと（一つの例外を除く。）、及び、要求する文書を他の当事者が所持していると信じる理由を記載しなければならない。コモン・ローの法体系とシビル・ローの法体系の妥協の結果として、文書提出要求においては、各文書の表示を記載することによっても（第3.3条(a)(i)）、あるいは「存在することが合理的に認められる……十分に限定かつ特定されたカテゴリーの表示（文書の趣旨等を含む。）」（第3.3条(a)(ii)）を記載することによっても、文書を特定することができる。個々の文書の表示の記載は、適度に直截的である。IBA証拠規則は、各文書の表示が、文書を「識別するのに十分」であることを要求しているのみである。第3.3条は、文書提出要求のための特定の様式を定めていない。実務的には、仲裁廷は、しばしば、第3.3条で要求される内容及び第3.5条で規定される異議を一つの書面で提示し、その書面の中で、第3.7条に定める命令を記録する。

しかし、当事者にカテゴリーによって文書を要求することを許したことで、より多くの議論が促された。1999年作業部会と2010年レビュー小委員会は、「証拠漁り」への扉を開くことを望まなかった。しかし、関連性があり、重要であり、他の当事者に適切に提出されるべきであるが、特定して識別することができない可能性のある文書もあることは理解されていた。事実、1999年作業部会及び2010年レビュー小委員会のすべてのメンバーは、コモン・ローの諸国及びシビル・ローの諸国のいずれの出身の者も、仲裁人は一般に、文書提出要求が、関連性を有し、かつ重要な文書を提出するよう、慎重に調整されている場合には、かかる要求を認めるであろうことを認識していた。例えば、仲裁が合弁契約の一方当事者による終了に関するものである場合、他の当事者は、終了通知が一定の日に交付されたこと、他の当事者の取締役会が、当該通知の直前に、取締役会において合弁契約の終了決定を行ったに違いないこと、当該決定にかかる取締役会による検討のために一定の書類が作成されたに違いないこと、及び当該決定に関する議事録が作成されたに違いないことを知ることができる。文書提出要求を行う当事者は、そのような文書の作成日や作成者を特定することはできないが、提出を求める文書の性質及び作成されたであろう一般的な期間をある程度の精度をもって特定することができる。そのような提出の要求は、第3.3条(a)(ii)に基づいて許容される、「限定され特定されたカテゴリーの文書」の提出の要求と評価することができる。

電子的形式の文書は、国際商取引において、したがって紛争解決において、より

重要になってきており、また、その文書提出要求は、文書提出要求を行う当事者にとって負担となる可能性があるため、2010年小委員会は、第3.3条 (a) (ii) において、当事者が電子的形式で維持されている文書の、限定かつ特定された文書のカテゴリーを、より正確に特定するための手段を導入した。当事者自身の判断又は仲裁廷の命令に基づいて、電子的形式の文書は、ファイル名、特定された検索条件、個人名（例えば、特定の管理者や作成者）、又は効率的かつ経済的に当該文書を検索するための他の手段によって、追加的に特定することができる（第3.3条 (a) (ii)）。2010年に改正された規則は、電子的形式の文書が当該仲裁において提出されるべきか否かについては中立であり、単に、両当事者が合意する場合、又は仲裁廷が当該文書の提出を命じる場合の枠組みを提供するものである。

上記のように、第3.3条 (b) 及び (c) の規定は、あらゆる文書提出要求の範囲の検証にも資する。第3.3条 (b) に基づき、対象文書の内容は、「当該仲裁事件と関連性を有し」、かつ「当該仲裁事件の結果にとって重要である」必要がある。さらに、文書提出要求を行った当事者が対象文書を必要とする目的を仲裁廷が理解できるように、当該文書と争点との間の関係が、十分な具体性をもって文書提出要求に記載されなければならない。第3.3条 (c) は、文書提出要求を行った当事者によって相手方当事者が不要な嫌がらせを受けることを防止する目的で、文書提出要求を行った当事者に対し、求める文書を自身が所持していないことを記述することを要求している。2010年に改正されたIBA証拠規則の第3.3条 (c)

(i) は、この原則に対する1つの例外を認めている。電子文書の時代においては、バックアップテープや電子アーカイブなどに電子的に存在し続けることが可能であるため、特定の文書が当事者の記録から完全に削除される可能性はますます低くなる。例えばサーバのアクティブデータに存在しないために、もはや文書を容易に入手できない場合、別の当事者が文書を提出する方がより負担が少なく、コストがかからない可能性がある。

1999年のIBA証拠規則では、文書提出要求に従って提出された文書は、仲裁の他の当事者のみならず仲裁廷にも送付されることとされていた。その理論的根拠は、提出されたいかなる文書も自動的に記録の一部となるため、当事者が自己利益からその要求の範囲を限定することになるというものであった。この規定は2010年に改正されたが、これは、当事者による提出段階で仲裁人が全ての文書を見ることはしばしば効率的でないという意見を踏まえたものである。そのため、文書は他の当事者に提出され、仲裁廷に提出されるのは仲裁廷がそのように要請した場合に限られるというのがデフォルトとなった。

文書提出要求において具体性が要求されることから、文書提出要求は当該仲裁事件において争点が十分に明確になって初めて行われることが多くなる。文書提出要求の正確な時期は仲裁廷が決定する。当然のことながら、それは最初の申立書、及び付託事項書や争点を明示するその他の書面の具体性に左右される。

文書提出要求に全面的に反対あるいは制限しようとする当事者は、仲裁廷が定

めた期間内に書面で異議を申し立てなければならない。既に述べたように、異議事由は、(後述する) IBA証拠規則第9.2条又は第9.3条に定めるもの、あるいは第3.3条の要件の不充足である必要がある。実務上は、仲裁廷はしばしば異議に対して応答する機会を与えることから(これによって争いのある文書提出要求が解決あるいは縮小することがある)、2020年レビュー・タスクフォースは、仲裁廷が許可した場合、申し立てられたあらゆる異議に対して文書提出要求を行った当事者が応答する機会を与える第3.5条の最終文を追加した。

当事者が異議を申し立てたときは、仲裁廷は文書提出要求の正当性を判断しなければならない。IBA証拠規則は、仲裁廷は当該判断の前に、当該異議を解決することを目的として互いに協議する機会を当事者に対して与えることができると規定している(第3.6条)。当事者間協議は、場合によっては、不十分な記述やその他の文書提出要求の形式的な欠陥に基づくものを含む異議を解決するより有効な手段になり得る。

実務上は、第3.6条によるものか、仲裁廷に対して異議を提出する前かを問わず、当事者間協議によって、文書提出手続を能率化し、文書提出に係る冗長な争いを回避し得る。例えば、文書提出を行う当事者は、提出の負担がより少ない証拠や、元々の文書提出要求に厳密に応じていないとしても、文書提出要求を行った当事者が求めるものと実質的に同一の情報を提供する証拠を提出することができるかもしれない。同様に、当事者は、仲裁廷の前で異議について論じるのではなく、元々の文書提出要求を縮小することに合意できるかもしれない。

当事者が仲裁廷に対して異議を申し立てて判断を求めた場合、仲裁廷は「適時に」当該異議の一部又は全部を認めるか否かを決定する。2020年レビュー・タスクフォースは、文書提出要求及び異議が仲裁廷に提出された後に仲裁廷が当事者と協議するという第3.7条の要件を削除した。その理由は、実務上仲裁廷は、当事者からさらなる聴取を行うことなく、書面上の文書提出要求及び異議に基づいて、異議に対する判断を行うことができるし、また実際に通常はそのようにするからである。仲裁廷は、以下の点を確信する場合に限り、文書提出要求において求められた文書の提出を命じることができる。(i)「文書提出要求を行った当事者が立証しようとする事項が当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要であり」、(ii)「第9.2条又は第9.3条に規定するいかなる異議事由も適用されず」、かつ(iii)「第3.3条に規定する要件が充足されている」。この3番目の要件は2010年改正で追加された。

仲裁廷及び当事者は、文書提出の実施に先立ち、当事者が秘匿特権を理由として文書を提出しない場合(第9.2条(b)参照)に、秘匿特権文書や項目を記載した秘匿特権ログ(privilege log)又は類似の書面が提出されるべきか、またその場合にそこにどのような情報が含まれるべきか、検討することを求めることができる。

時には、秘匿特権、営業上の秘密又は政治的にあるいは機関において特別にセン

シティブであること（第9.2条（b）、（e）及び（f）を参照）を理由とするような異議によって、仲裁廷はまず、文書提出要求を行った当事者による検討を抜きにして、当該文書それ自体を検討する必要に迫られることがあり得る。一般的には、仲裁廷はそのような文書それ自体を検討しないことが望ましい。その理由は、

（i）当該文書を検討した後、仲裁廷が異議を認める場合、一度当該文書を検討してしまうとその知識を仲裁廷から除去することができないこと、あるいは（ii）秘密保持上の懸念があり得ることである。そのような場合に備えて、第3.8条は、仲裁廷が当該文書を検討すべきでないと判断するそのような「例外的な状況」においては、仲裁廷は秘密保持義務を負う独立かつ公平な専門家を選任し、そのような文書を検討させ、異議について報告させることができると規定している。もっとも、時間的及びコスト的要因からやむを得ないと認められる場合といった状況においては、仲裁廷は当該文書それ自体を検討することとできる。

専門家は、IBA証拠規則第6条の規定に従って任命される必要はなく、異議に関する報告をするものの、仲裁廷が異議の正当性について最終判断を行うものとされている。異議が認められた場合、当該文書は専門家によって提出した当事者に返却され、仲裁手続の一部にならない。他方、異議が棄却されたときは、文書提出要求を受けた当事者は、文書提出要求に従って、他の当事者に対し、文書を提出しなければならない。いずれにせよ、もちろん専門家は、当該文書の検討過程で知った情報を秘密にしておくことになる。

仲裁廷による文書提出要求

IBA証拠規則は、仲裁廷が、当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要であると考える一定の文書を求めること、又はそれらを取得するために最善の努力をすることを当事者に対して許可し、あるいは要求することも認めている。

まず、当事者は、仲裁の当事者でない者又は団体からの文書の提出を要求することができる。仲裁法の中には、非当事者から文書を取得するために、召喚状など、仲裁廷が一定の措置を講ずることや申請することを認めるものがある。したがって、第3.9条は、当事者が仲裁廷に対し、そのような文書が「当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要であり」、第3.3条の要件が充足され、第9.2条又は第9.3条に定める異議事由のいずれも適用されないと仲裁廷が判断した場合に限り、「当該文書を取得するために法令上可能なあらゆる措置を講じること」、「又は当事者自らが同様の措置を講じるための許可を申し立てること」を認めている。

さらに、仲裁廷は、一定の仲裁規則に基づき、あらゆる適切な方法により当該仲裁事件の事実を確定することを要求されることがあるため⁸、仲裁手続に証拠として提出されていない文書の提出を当事者に命じ（第3.10条参照）、又はどのよ

⁸ ICC仲裁規則第25条（1）、LCIA仲裁規則第22条（1）（iii）

うな者又は団体からであるかを問わず、文書を取得するため仲裁廷が適切と考える措置を講じるため最善の努力を尽くすよう当事者に対して求め、又は仲裁廷自ら当該措置を講じる権限を与えられるべきである。この手続の最終的な監督及び管理権限は仲裁廷に留められなければならない。しかし、例えば問題になっている国に所在しているといった理由で、当事者が同様の措置を講じるより良い立場にいる状況があり得る。ただし、仲裁廷からそのような要求を受けた当事者は、第9.2条及び第9.3条に従って、当該文書が他の当事者による文書提出要求において求められた場合と同じく異議を申し立てる権利を有する。

2020年レビュー・タスクフォースは、他の当事者が例えば秘匿特権や秘密保持の主張を有する文書がある当事者から得ようとする状況があり得ることから、そのような要求を受けた当事者に限らずいかなる当事者もそのような異議を申し立てることができることを明確にするために、第3.10条を改正した。そのような異議が申し立てられた場合、仲裁廷は上記の考慮要素に基づいて判断を下すものとされている。

文書の提出形式

2020年レビュー・タスクフォースは、第3.12条の冒頭において、第3.12条の規定は、当事者が別段の判断をしない場合又は仲裁廷が別段の指示をしない場合にのみ適用されることを明確にした。この留保は、2010年IBA証拠規則においては、第3.12条 (b) と、第3.12条 (c) の一部においてのみ存在したが、タスクフォースは、それが第3.12条の4つの項目全てに当然適用されると結論付けた。

写し

IBA証拠規則は、原本ではなく文書の写しを、文書提出要求に応じて提出すること及び証拠として提出することを認めている。もちろん、写しは原本と完全に同一でなければならない(第3.12条 (a))。仲裁廷はいつでも文書の原本を提出するよう要求することができ、当事者は写しが原本と完全に同一でないと考える場合には、原本の提出を要求するよう仲裁廷に対して申し立てることができる。

文書の電子的送付及び保管によって、しばしば同じ文書の複数の写しが存在することから、2010年に改正されたIBA証拠規則は、仲裁廷が別段の判断をしない限り、当事者は「本質的に内容が同一」である文書の写しを複数提出することを要しないと規定している(第3.12条 (c))。場合によっては、複数の写しがそれぞれ当該紛争と関連性を有する可能性がある。また、同一文書の写しを複数提出することで、他の当事者が当該文書を検討するコストが不当に増加し、証拠調べに際して当事者が信義に従い誠実に行為する義務(前文3)に抵触することすらあり得る。

電子文書の提出形式

電子的形式での証拠調べのコストは、文書が提出される形式によって大きく異なり得る。そのため、2010年に改正されたIBA証拠規則は、別の形式にする当事者間の合意や仲裁廷の決定がない場合、提出する当事者にとって最も簡便又は経済的で、かつ文書の受領者にとって合理的に利用可能な形式が、電子文書の提出形式のデフォルトであると規定している（第3.12 (b)）。完全なメタデータを含むネイティブ形式での提出は不当に費用がかかり不便であるため、一般的にそのような形式での提出は行われたい。電子的開示が仲裁において役割を果たす可能性が高い場合には、第2.1条の協議（第2.2条 (c) 参照）の早い段階で、そうでなければ文書提出に先立って、提出形式を議論すべきである。議論される提出形式の問題には、例えば、関連文書群の保存、関連するメタデータフィールド、特定のファイルタイプ（例えば、スライドプレゼンテーションや大きなスプレッドシート）のネイティブ形式の提出、文書（スプレッドシートファイルを含む）のマスキングのプロトコル、及び文書提出に付随する索引や提出タグの作成などが含まれ得る。

翻訳

第3.12条 (d) は、文書提出要求に応じて提出された文書は、一般的に翻訳する必要はないと規定している。文書が証拠として仲裁廷に提出され、かつ、当該文書が仲裁言語以外の言語で書かれている場合には、当該文書は翻訳と共に提出されなければならないと第3.12条 (e) は規定している。2020年レビュー・タスクフォースは、条文を明確化し、文書提出要求に応じて提出された文書を仲裁言語に翻訳することは要求されないことが通常であるという広く行われている実務をより明確に反映するために、文書提出要求に応じて提出される文書と仲裁廷に証拠として提出される文書とのこの区別を導入した。IBA証拠規則は、特定の文書を部分的にのみ翻訳することが可能かどうか、翻訳に関する紛争解決、あるいは翻訳の提出時期については言及していない。

2020年レビュー・タスクフォースは、当事者が別段の合意をし、あるいは仲裁廷が別段の指示をしない限り、第3.12条（文書、翻訳等の提出の形式を論じている）の全ての規定が適用されることを明確にした。

秘密保持

1999年作業部会と2010年レビュー小委員会はいずれも、IBA証拠規則に従って提出された文書にどのような秘密保持が与えられるべきかを詳細に議論した。仲裁手続に付随する秘密保持の範囲の問題は、特に知的財産及び投資協定に基づく仲裁に関して、引き続き議論の的となっている。作業部会は、1999年に、秘密保持に関して整備が進みつつある基準をIBA証拠規則によって変更しようとするべきでないと判断し、当事者が自らの立場を裏付けるために提出した文書と、文書提出要求や他の仲裁廷の手続的命令に従って提出された文書とを区別した。2010年レビュー小委員会は、この問題を再検討する際、非当事者が提出した文書に加えて、前者のカテゴリーに適用されるように第3.13条を拡張することを決定

した。

第3.13条は、現在、仲裁手続においていずれかの当事者あるいは非当事者によって提出されたいかなる文書についても、仲裁廷及びその他の当事者は秘密を保持しなければならないと定めている。当該文書は、仲裁手続に関してのみ用いることができる。この義務は、既に公知である文書、又は仲裁手続において提出される前に当事者によって公表されている文書には適用されない。もちろん、当事者は、いつでも自らの文書を公表することができる。

IBA証拠規則は、口頭による証言内容のような非文書証拠の秘密保持に関しては何らの立場もとらない（ただし、口頭による証言内容を記録した調書は、非当事者が提出した文書として秘密保持の対象となる。）。さらに、仲裁手続に適用される「一般規則」も秘密保持に関する義務を課すことができるし、あるいは当事者や仲裁廷は秘密保持に関する追加ルールを合意あるいは決定することができる（全ての種類の証拠に適用される第9.5条参照）。この理由から、IBA証拠規則は、「本項の義務は、仲裁手続におけるその他の全ての秘密保持義務を何ら制限するものではない。」とのみ述べている。したがって、当事者は、当該文書にどの程度の秘密保持が適用されるか判断するために、仲裁手続を実施するに当たり準拠する仲裁機関規則やアドホック規則、当事者の合意、又は仲裁手続に適用される法制度に注意しなければならない。

最後に、2010年に改正されたIBA証拠規則には、この義務に対する一定の例外も含まれている。すなわち、開示が、当事者による法令上の義務の履行、法的権利の防御若しくは行使、又は裁判所若しくはその他の司法機関による濫用目的でない法的手続に基づく仲裁判断の執行若しくは仲裁判断についての不服申立てをするために要求される場合である。文書の不注意な開示を防止するため、仲裁廷及び当事者は、第2.1条に基づくあらゆる協議において、秘密保持に配慮する手段（例えば、仲裁手続及びあらゆる不服申立てあるいは執行手続の終了後に、証拠を適切に保持あるいは削除すること）について議論することが賢明である。特に、第2.1条（e）で指摘されているように、仲裁廷及び当事者は、文書の送付及び保管のための適切なサイバーセキュリティ措置、並びに適用されるデータプライバシー及びデータ保護規制を検討することを求めることができる。

推認

IBA証拠規則第9.6条（1999年の旧第9.4条及び2010年の旧第9.5条）は、当事者が文書提出要求に関する仲裁廷の手続的命令に従わなかったときは、仲裁廷はその不遵守を根拠に、当該文書の内容が当該当事者にとって不利益なものであると推認できると規定している。この推認は、相手方当事者が、仲裁廷が定めた期間内に文書提出要求に対して適切な異議を申し立てないにもかかわらず、求められた文書を提出しなかったときにも妥当する。追加的な抑止として、第9.8条は、仲裁廷は仲裁費用を割り当てるに際して、当事者が証拠手続において誠実な対応をしなかったことも考慮できると規定している。この

ような不誠実な対応には、提出命令に従わなかったことが含まれ得る。

段階

2010年に追加された第3.14条は、文書証拠調べの手続を段階ごとに行うよう計画することもできると規定している。この手続は、証人の証言（第4.4条）に関連して以前のIBA規則で既に考慮されたものであり、現在では文書証拠も含むように拡張された。この仕組みは、特定の状況において時間を管理しコストをコントロールするための重要な手段になり得るし、当事者によって提案されるか、あるいは仲裁廷によって自発的に導入され得る。

第4条 — 事実証人

仲裁において、事件の事実関係は、しばしば証人によって立証されるが、証人は自らが個人的知識を有する出来事について証言する。この個人的知識によって、事実証人が、特定の分野における自らの専門性に基づく意見を提供する専門家と区別される。事実証人についてはIBA証拠規則第4条に記載があり、専門家については第5条及び第6条に記載がある。

シビル・ロー諸国の裁判所においては書証がより重視され、コモン・ロー諸国の裁判所ほど頻繁に証人の証言内容を証拠として用いないが、仲裁手続に関しては、シビル・ロー及びコモン・ローのいずれにおいても、証人に依拠することが多い。コモン・ローの慣行においては、当事者が尋問を行う。シビル・ローの慣行においては、証人は、原則として、裁判所から尋問を受けるが、当事者は、裁判所が訊くべき質問の内容を提案し、裁判所が尋問を終えた後に補充尋問を行い、裁判所の許可を得て直接尋問をすることができる。国際仲裁においては、仲裁廷と当事者が、どのように事実証人を扱うかにつき定める必要がある。

通常、仲裁規則や法令は証人尋問につき何も規定していない。このため、IBA証拠規則が大きな間隙を埋める役割を果たしている。すなわち、後述のとおり、IBA証拠規則第8条は、証人が審問期日においてどのように尋問されるかを規定し、以下のとおり、第4条は、審問期日前の各段階につき整理している。

証人に関する情報

第4.1条では、各当事者が、証言内容に依拠しようとする証人及び証言を求める事項を特定すべき旨規定されている。この要件は、一般的な実務に沿うとともに、多くの仲裁規則においても明示的に確認されている⁹。この要件によって、反対当事者は予告されていない証人や事実関係により不意打ちを受けることな

⁹ 例えば、ICDR仲裁規則第23条（2）、LCIA仲裁規則第20条（2）、SCC仲裁規則第33条（1）、WIPO仲裁規則第56条（a）参照。

く、審問期日の十分前に、それに対抗する証拠方法を選択することができる。

2010年改正版IBA証拠規則では、証人陳述書の原文で用いられた言語及び当該証人が証拠調べ期日において証言する際に使用する予定の言語の記述を各証人陳述書に記載すべき旨規定されている（第4.5条（c））。証人陳述書が作成されていない場合において、証人が仲裁手続の言語以外の言語で証言しようとするときは、各当事者は、仲裁廷及び他の当事者に対し、その旨を通知しなければならない。証人が仲裁手続の言語で証言できない場合には、通訳が提供されなければならない。

証人陳述書を含む書面提出の順番の決定については、仲裁廷によって様々な考え方があり得ることを踏まえ、IBA証拠規則は、上記の情報が提示されるべき時期の決定を、完全に仲裁廷に委ねている。

証人となる関係者

役員、従業員、代理人又はその他紛争の当事者と密接な関係を有する者が証人となることができるかについては、法制度ごとに違いがある。この証人の地位は重要な影響を及ぼし得る。例えば、第三者のみが証人として証言することができる法制度がある一方、一部の法制度においては、当事者が自分の事件の証人となることができる。このような制度においては、情報を提供する当事者は「証人」とは扱われず、当該情報も宣誓又は同様の真実を述べることの誓約の下で提供されるものではない。

しかし、IBA証拠規則第4.2条は、当事者の役員、従業員その他代理人がIBA証拠規則の目的のために証人となることができる旨定めている。これを受け、第8.5条に基づき、仲裁廷は当事者証人に対し「仲裁廷が適切であると判断する方法により」真実を述べるとの何らかの誓約をさせることができるとされている。仲裁廷は、当該証言の証明力に影響し得る多くの要素の一つとして、証人の属性及び当事者との関係性を考慮することができる（第9.1条参照）。

当事者と証人との間の初期のやり取り

法制度によって異なるもう一つの重要な点として、当事者が自分の起用する証人とどの程度やり取りをすることが認められるかが挙げられる¹⁰。法制度によっては、当事者は、自らの証人と、証言する事実について議論することができる。

「証人準備」の程度は、問題となっている事項の大要から、予想される質問に対する証人の回答の広範な予行演習まで、様々なものがあり得る。他方、一部の法制度では、裁判所における証言に先立って弁護士が証人と事件について議論することが認められていない場合もある。

国際仲裁においては、現在、一般的に、代理人の役割が「関連する事実、出来事

¹⁰ 仲裁手続の整理に関するUNCITRALのメモ90項（2016年）。

及び状況に関する証人自身の説明又は専門家自身の分析及び意見が証拠に反映されているべきであるとの原則に沿うものである限り、原則として当事者とその代理人が「証人及び専門家と面会し又はやりとりして将来の証言について議論及び準備をすること」¹¹ができることとされている。一般的に確立した実務を反映し、IBA証拠規則は、第4.3条において、当事者又はその弁護士が自らの証人と面談することは不適切でない旨を確認している。2010年改正版IBA証拠規則では、さらに、そのような面談が一般的な内容にとどまる必要はなく、証言を求めることが想定される事項と実際に関連していてもよい旨が明確にされている。同時に、仲裁廷は証人の証言にどの程度の証明力を与えるか評価するにあたって、その面談の範囲を考慮することもできる（第9.1条参照）。当然のことながら、証人陳述書の準備又は起案は、当事者の代理人の助力を得てなされるかに関わらず、当該証人と、当該証人を起用する当事者（及びその代理人）との間でやり取りがなされていることが前提とされている。しかし、陳述書の内容がもっぱら証人の陳述内容であることに変わりはなく、証人の事実関係に関する記憶を正確に表すものでなければならない。

証人陳述書

IBA証拠規則に基づき、仲裁廷は、当事者に対し、仲裁廷及び他の当事者に対し「証人陳述書」を書面で提出するよう命じることができる（第4.4条参照）。仲裁廷は、当事者の意見を聞いて、各事件の事情に応じて、そのような証人陳述書を求めるか否か判断しなければならない。

証人陳述書が用いられる場合、証人が審問期日において口頭で提供する予定の証言内容が予め知られることとなる。そのため、他の当事者は、当該証人に対する反対尋問をより十分に準備し、また、自らの提示する論点や証人を選定することができる。仲裁廷も、証言をより理解し、これらの証人に対し自ら質問することができる。証人陳述書はこのように口頭審問期日を短縮するのに貢献し得る。例えば、証人陳述書を「主尋問」ととらえることで、証人による広範な説明が不要となり、他の当事者による尋問を直ちに開始することができる。

審問期日の時間と費用を節約するため、証人は、当事者又は仲裁廷から出席を求められない限り、出席する必要はない（第8.1条）。仲裁廷と両当事者は、しばしば、陳述書が争われておらず、又は、反対当事者が重要だと考えていない証人については、口頭審問期日に出席を要しない旨合意することもある¹²。

IBA証拠規則第4.5条は、証人陳述書は以下の事項を含まなくてはならないと具

¹¹ 国際仲裁における当事者の代理に関するIBAガイドライン（2013年）第24項参照。もつとも、一部のシビル・ロー諸国の弁護士は、証人とのやり取りを弁護士倫理違反と看做す可能性がある。

¹² 証人がその証言を陳述書に限定し、口頭証拠調べ期日に出席しなくてもよいという可能性については、ICDR仲裁規則第23条（4）、LCIA仲裁規則第20条（3）、SCC仲裁規則第33条（2）、WIPO仲裁規則第56条（d）に規定されている。

体的に規定している。

- ・ 証人の名前並びに自宅又は職場の住所、全ての当事者との間の現在及び過去の関係、証人の経歴及び資格
- ・ 事実関係の全部かつ詳細な記載及び証人の情報源、並びに、証人が依拠した文書で未提出のもの
- ・ 証人陳述書の原文で用いられた言語及び当該証人が証拠調べ期日において証言する際に使用する予定の言語の記述
- ・ 証人の署名により確認された、陳述書の内容が真実であることの確約

IBA証拠規則は、陳述書が宣誓下で作成されることを要求していない。仲裁実務及び諸法制度は、この点についてあまりにもばらつきが大きい。多くのシビル・ローの法体系においては、宣誓供述は国家裁判所又は公証人の前でのみ行うことができるとしており、宣誓供述書の作成はあまりに負担が大きい。その結果、国際仲裁手続において、宣誓供述書を証人陳述書の必要形式とすることはできない¹³。IBA証拠規則は、端的に、事実証人が真実を述べることを確約することを規定する（第8.4条）。この文言は、2010年に、より明確かつ正確にするため改正された。

IBA証拠規則第4.4条は、陳述書の提出時期の決定を仲裁廷に一任している。この点については基本的な選択肢が存在する。すなわち、当事者はその陳述書を同時又は順番に交換するという方法である。2巡目の証人陳述書においては、他の当事者が1巡目で提出した証人陳述書、専門家意見書若しくは提出物に含まれている情報、又は1巡目では言及され得なかった新たな事実関係の発展のみ記載されるべきである（第4.6条参照）。2020年レビュー・タスクフォースは、第4.6条 (b) を加え、2巡目の証人陳述書が、一定の場合には、他の当事者の先立つ提出物で言及されているか否かに関わらず、新たな事実関係の発展に言及できることを明確にした。

証拠調べ期日における、証人の証言のための出席

2010年改正版の第8.1条では、各当事者が、仲裁廷及び他の当事者に対し、審問期日への出席を求める証人を通知すべき旨規定している。第8.5条に基づき、証人陳述書をもって主尋問に代える旨を当事者が合意し、又は仲裁廷が命じた場合、当該証人は、当事者又は仲裁廷が、尋問のため当該証人の出席を求めた場合に限り、審問期日に出席する必要があるとするのが一般的な実務である。しかし、2020年レビュー・タスクフォースが明確にしたとおり、証人陳述書を提出した当事者のみが当該証人の出席を求める場合、仲裁廷は、当事者の意見を聞いた上で、当該証人が審問期日において証言することを認めることができる。

出席を求められた証人が正当な理由なく出席しなかった場合、仲裁廷は、出席し

¹³ WIPO仲裁規則第56条 (d) においては、例えば、当事者は、仲裁廷が別段の命令をしない限り、単なる署名のみの陳述書と、宣誓供述書のいずれかを選ぶことができる。

なかったことを正当化できる例外的な事情がない限り、その証人陳述書を考慮してはならない（第4.7条）¹⁴。

当事者と仲裁廷が、事実証人の出席を要しない旨合意した場合、仲裁の進行が早まる可能性がある。第4.8条は、そのような合意は、証人陳述書の内容に関する合意を反映するものではないと規定する。第5.6条には、専門家意見書につき同様の規定がある。

IBA証拠規則は、証人の「出席」は、仲裁廷が、当事者の意見を聞いた上で、審問手続の全部又は一部がリモート審問期日として行われることを決定しない限り、対面での出席でなければならないと定める（第8.2条、2020年に追加）。2020年に同じく加えられた「リモート審問期日」の定義に基づき、審問期日は期日の全部若しくは一部について、又は一定の参加者についてリモートでの開催をすることができる。

非協力的な証人

当事者が証言を求めた証人が協力を拒んだ場合、当該当事者は、仲裁廷に対し、当該証言を得るために可能なあらゆる措置を講じるよう申し立て（ask）、又は当事者自らが同様の措置を講じるための許可を申し立てる（seek leave）ことができる（第三者からの文書開示に関する上記第3.9条の記載参照）。もっとも、仲裁廷は、その証人の潜在的証言が当該仲裁事件と関連性がなく、又は、当該仲裁事件の結論にとって重要ではないと考える場合には、その裁量を行使してこの要求を拒否することができる（第4.9条参照）。

ほとんどの仲裁法において、仲裁廷又は仲裁廷の許可を得た当事者は、国家裁判所に対し、証人の出席を強制し、又は、国家裁判所自ら証人を尋問することを求めることができる¹⁵。原則としては、仲裁廷が非協力的な証人から証言を得るための助力をすることができるのは、仲裁地の国家裁判所となる。もっとも、国家横断的な手続においては、証人は、仲裁地国に居住していないことも多い。その場合、仲裁廷は、直接又は間接に、外国裁判所の助力を求めなければならない可能性がある。そのような状況において、仲裁廷の権限は、当然のことながら「法令上可能なあらゆる措置」に限られている（第4.9条参照）。しかし、場合によっては、仲裁廷が、代わりに、当事者に対し、そのような措置を講じ、外国裁判所に自らアプローチする権限を与えることを選ぶこともある。例えば、証拠を求めている当事者がその国に所在し、現地語を話し、又は、既に現地の法律顧問を有している場合には、このような方法による手続の方が実践的又は効率的である可能性がある。

仲裁廷の要請した証人

¹⁴ LCIA仲裁規則第20条（5）、及び、WIPO仲裁規則第56条（d）も参照。

¹⁵ 例えば、UNCITRAL仲裁モデル法第27条参照。

事実証人は当事者が責任を負うべき事項である。当事者は、起用する証人及び証人が証言する事項を選定しなければならない。しかし、2010年版IBA証拠規則では、ある特定の証人につき、いずれの当事者も出席を求めていなかったとしても、仲裁廷が出席を要請することができる旨定めている（第8.1条）。一般に、仲裁廷は当事者に対し、証言のために証人（まだ証言していない者も含む）を出席させること又は出席させるために最善の努力をするようを命ずる（order）ことができる（第4.10条）。もともと、当事者も、そのような要求に対し、第9.2条及び9.3条に定められた理由に基づき、異議を申し立てる権利を有する。上述した第3.10条の同様の変更と共に、2020年レビュー・タスクフォースは、第4.10条の最後の文を拡大し、証人の証言を得るよう要求された当事者のみならず、全ての当事者が第9.2条及び9.3条に定められた理由に基づき当該要請に異議を申し立てることができる旨を明確にした。

第5条 — 当事者選定専門家証人

現代の諸仲裁規則は、当事者選定専門家証人について明示的に規定している¹⁶。具体的には、これらの規則のほとんどが、当事者が自らの専門家証人を起用し、争点に関し証言をさせることができるとの確立した考え方を明文で規定している。

専門家証拠の早期開示

前文の最終段落及び第5.1条に従い、専門家の証言に依拠しようとする当事者は、他の当事者にその旨を通知しなければならない。IBA証拠規則の他の規定と同様に、当該通知及び専門家意見書の提出時期については、仲裁廷が定めるものとされている（第5.1条参照）。意見書の提出時期を決定するにあたっては、仲裁廷は、この規定と、第4.6条の規定する追加の証人陳述書などの当事者の他の提出物との相互関係を考慮しなければならない。

専門家意見書の内容

第5.2条は、専門家意見書に必要な事項を定めている。最も重要な点として、専門家意見書には「結論に至るために用いた手法、証拠及び情報」が記載されなければならない（第5.2条（e）参照）。この情報は、他の当事者が当該専門家意見書を有意義に評価できるようにするために必要とされる。専門家が仲裁で未提出の文書に依拠していた場合には、これらの文書も提供されなければならない（第5.2条（e））。

第5.2条（g）は、専門家に、自身の意見書に対して責任を持つことを求めている。専門家意見書の内容は、意見及び専門家の見解を含むものであることから、この

¹⁶ 例えば、ICC仲裁規則第25条（2）、SCC仲裁規則第33条（1）、WIPO仲裁規則第56条（a）、UNCITRAL仲裁規則第27条（2）参照。

条項の文言は、事実証人に関して定めた第4.5条 (d) の文言と若干異なる。しかし、専門家は、自身の意見書の内容につき責任を持たなければならない。

第5.2条 (a) では、専門家が、当事者、当事者の法律顧問及び仲裁廷との関係性を全て開示すべき旨が規定されている。そして、第5.2条 (c) では、専門家が「独立性」を有することの表明をすべき旨が規定されている。前者の要件は開示を要求するものであるのに対し、後者の要件を満たすためには、専門家がそのような関係性を全て評価したうえで、自らが「独立」していることを誓約することが必要となる。例えば、専門家が結果についてなんら金銭的利益関係を有していない、又は、専門家が正直かつ率直な意見を述べることを妨げるようなその他の関係を有していない、というような観点である。専門家としての仕事の対価を受け取ることは「独立性」を阻害するものではない。第5.2条 (c) は、当該仲裁事件の関係者又は内容に何らかのかかわりを有する専門家を排斥する趣旨ではなく、各当事者選定専門家証人の、独立かつ中立に当該仲裁事件の評価をすべき義務を強調する趣旨である。

第5.2条 (i) では、機関が専門家として起用された場合にあるように、複数人が一つの専門家意見書に署名をする場合には、意見書において、意見書が全体として一人の作成者によるものか、そうでない場合には、意見書のどの部分がどの共同作成者によるものかを示すべき旨を規定している。当該要件は、当事者が、どの専門家が証拠調べ期日に出席することを希望するかを決定し (第8.1条)、一人又は複数の共同作成者に対する尋問の準備を行うために必要とされている。

第5.3条に基づき、当事者は、2巡目の反論のための専門家意見書を提出することができる。しかし、その反論意見書は、従前提出されていなかった他の当事者の提出する証人陳述書、専門家意見書若しくはその他の提出物に含まれた事項、又は、従前の専門家意見書において言及され得なかった新たな発展 (developments) に対する応答に限定されている。この新たな発展という記載への言及は、第4.6条 (b) への同様の変更と並行して2020年レビュー・タスクフォースにより加筆されたものである。効率性及び信義を考慮すると、各当事者に主張する機会を一度だけ与え、追加の機会は、当時主張することが不可能であった場合にのみ、与えるべきである。このようにすることで、当事者による証拠での反対当事者への不意打ちや手続が進んだ時点での手続進行予定表の遅延を防ぐ一助となる。

専門家証人間における審問期日前会合

第5.4条に基づき、仲裁廷は、当事者選定専門家証人が、専門家意見書で検討し、又は、検討される予定の事項につき、意見書の準備前又は審問期日の前に会合を開き議論すべき旨命じることができる。第8.3条 (f) は、証拠調べ期日中の専門家又は事実証人の対質について規定している。同人らがいずれかの論点について合意に達することができる場合には、同人らは、当該合意、並びに、合意に達しないままであった部分及びその理由を書面に記録するべきとされている。

ここで提示されている方策は、仲裁廷が適切と看做す場合には、手続をより経済的にし得る。同じ分野の専門家は、互いを知っている可能性が高く、比較的早く両者が異なる結論に至った理由を特定し、合意部分を見つけることができる。2010年改正版IBA証拠規則は、追加で、意見書作成前の相談についても規定しているが、これは、専門家らが合意できる部分を特定し、合意に至らない部分に特に焦点を合わせた意見書を作成するための効果的な方法となり得る。専門家が結果につき合意に至った場合、当事者及び仲裁廷は、審問期日において、当該仲裁事件の真に争われている点に焦点を合わせられるよう、これらの結果を受け入れる可能性が高いといえよう。

専門家の証拠調べ期日への出席

2010年改正版IBA証拠規則第8.1条は、専門家又は事実証人が証言のために証拠調べ期日に出席すべきかの決定につき同じ機序、すなわち、当事者又は仲裁廷の要求という方法を設けている。事実証人の場合と同様、出席しなかった当事者選定専門家証人の専門家意見書であっても、「例外的な事情がある」と仲裁廷が認めた場合には証拠として受け入れることができ（第5.5条参照）、また、専門家が審問期日に出席する必要がない旨の合意をしても、専門家意見書の内容に関する合意を意味するものではない（第5.6条参照）。

最後に、IBA証拠規則は、証言するよう求められた専門家が、同じ問題に関して国家裁判所により任命されたことがある場合の証言内容につき、どのように扱うべきか何ら規定していない点には、留意すべきである。欧州の当事者は、しばしば、損害が発生した直後、仲裁手続が始まるはるか前に、損害の原因及びあり得る救済方法を特定するため、又は、証拠を保全するために、専門家の選任を現地裁判所に申し立てる。このような選任は、当初、他の当事者によって求められたものであることから、英米系の弁護士としては、裁判所により選任された専門家が定義上独立であると位置づけることは受け入れがたいことが多い。このような状況においては、仲裁廷が、このような専門家をどのように扱うか（当事者選定専門家証人として扱うか、仲裁廷選定専門家証人として扱うか、又は、それ以外か）につき決定し、当該専門家の意見書の証拠としての提出、又は、当該専門家の証拠調べ期日への出席につき、指示を行うこととなる。

第6条 仲裁廷選定専門家証人

第6条は、仲裁廷による独立の専門家証人の選定を規定している。第6条の根底にある一般原則は、仲裁廷が独自に専門家証人を選定する場合であっても、当該手続に当事者が実質的に関与することにある。第6.1条は、仲裁廷が、当該専門家証人を選定する前に、当該専門家証人への付託事項（terms of reference）に関して、当事者と協議することを明確にしている。また、当事者は、第6.2条に基づき、潜在的な利益相反を特定し、そのような根拠に基づいて異議（例えば、独立性の欠如、不十分な資格、十分な時間を確保できないこと、費用）を述べる機会

を有する。最も重要なことは、当事者は、仲裁廷選定専門家証人による情報収集プロセスに参与し、その専門家証人によるいかなる報告内容に対しても対応／応答する機会を有しているということである。しかし、遅延を回避するために、第6.2条は、選定後の異議申立については、選定後に当事者が知ることになった事由に関する場合に限り、行うことができると規定している。

第6.3条に基づき、当事者及びその代理人は、仲裁廷選定専門家証人が入手したすべての情報を受領し、また、当該専門家証人が実施する検証に立ち会う権利が与えられる。

第6.4条は、専門家意見書に必要とされる内容を規定する。これらの要件は、当事者選定専門家証人に要求される独立性の表明を除き（仲裁廷選定専門家証人の場合、選定受諾前に既に提出している（第6.2条））、第5.2条に定められた要件と同じである。

第6.5条は、当事者が、仲裁廷選定専門家証人が検討した文書及び仲裁廷と仲裁廷選定専門家証人との間のやりとりを検討（examine）することを認めている。また、同条により、いずれの当事者にも、仲裁廷が定めた期間内に、仲裁廷選定専門家証人による報告に対応／応答する機会を有する。1999年作業部会及び2010年小委員会は、当事者は、仲裁廷が、仲裁廷選定専門家証人から何を伝えられているかを知るべきであり、また、当該専門家証人が達した結論に反論する機会を与えられるべきであると強く考えた。当事者は、自らの主張を提出することにより、又は、証人陳述書若しくは当事者選定専門家証人の専門家意見書を提出することにより、対応／応答することができる。

仲裁廷選定専門家証人は、いずれかの当事者又は仲裁廷が要求する場合、証拠調べ期日に出席し、当該期日における質問に対応しなければならない。第6.6条は、当事者又はその当事者選定専門家証人が、審問期日において仲裁廷選定専門家証人に対し質問することを認めている。しかし、この質問の範囲は、専門家意見書及び第6.5条に基づき提供された対応／応答（すなわち、仲裁廷選定専門家証人による専門家意見書に対して提出された、当事者の提出物、証人陳述書、又は、当事者選定専門家証人の専門家意見書）に含まれる事項に限定される。この規定は、仲裁廷選定専門家証人が、その回答を準備するために、質問され得る事項を事前に知っていることを保証するために設けられたものである。1999年作業部会は、仲裁廷選定専門家証人の専門家意見書に係る争点が審問期日において初めて提起される状況（このような状況においては、審理が再開される前に、当事者選定専門家証人が当該争点を検討するための延期を必然的に要求することになる）を避けたいと考えたのである。

第6.3条は、仲裁廷選定専門家証人が、その付託事項（terms of reference）において提起された争点に対応／応答するために必要な情報を全て入手できるようにすることを目的とする。仲裁廷選定専門家証人は、関連文書、物品、サンプル、財物、機械、システム、プロセス又は検証現場へのアクセスを含む、関連性及び

重要性を有するすべての情報の提供を当事者に対して求めることができる。当事者は、第9.2条及び第9.3条の規定に基づき、当該要求に対し異議を申し立てる権利を有する。このような異議が申し立てられた場合、仲裁廷は、文書提出要求に関する第3.5条から第3.8条までに定める方法により、仲裁廷選定専門家証人による当該提供要求の重要性及び妥当性を決定する。

2020年レビュー・タスクフォースは、第6.3条から「仲裁廷選定専門家証人が有する上記の情報又はアクセスを求める権限は、仲裁廷が有する権限と同一のものとする」との文章を削除した。2020年レビュー・タスクフォースは、この文章が、情報又はアクセスに関する紛争（例えば、情報が秘匿特権の対象であるとの主張）を解決する権限を仲裁廷選定専門家証人が有することを示唆すると誤って解釈される可能性があり、それでは、仲裁廷がかかる紛争を解決することを規定する第6.3条の文章と矛盾することになると結論付けた。2020年レビュー・タスクフォースは、IBA証拠規則が、仲裁廷選定専門家証人が「当該仲裁事件と関連性を有しており、かつ当該仲裁事件の結果にとって重要である限度において」情報及びアクセスを要求することができることを定める、第6.3条第一文の規定を超える、仲裁廷選定専門家証人のアクセスを求める権限の範囲を定める必要はないと結論付けたのである。

第6.7条は、事件の争点を決定するのは仲裁廷選定専門家証人ではなく、仲裁廷であることを明確にしている。同条は、仲裁廷選定専門家証人の報告書について、「……及びその結論は、当該仲裁事件の全ての事情を十分に勘案した上で、仲裁廷によって評価される」と規定している。

第7条 検証

第7条は、意思決定プロセスの助力となり得る関連する現場、財物、機械若しくはその他の物品、サンプル、システム、プロセス又は文書（それらがどこに所在するかを問わない）に対する検証について定める。このような検証は、仲裁廷が係争中の工事現場を訪問するという形で、建設仲裁において最も頻繁に実施される。

第7条は、意図的に広範なものであり、仲裁廷が、当事者と協議の上、検証の時期及び段取り（arrangement）を決定する際の柔軟性を認めている。仲裁廷は、両当事者に対し、検証を実施するために必要な争点及び／又は措置について協議し、合意することを推奨することができる。

検証は、当事者の代理人、その証人、又は当事者選定専門家証人若しくは仲裁廷選定専門家証人が指揮することができる。仲裁廷は、当事者が検証の前又は期間中に提出物を提出することができるか、当事者の証人又は当事者選定専門家証人が証拠を提出することができるかを決定することができる。また、仲裁廷は、どのような形で検証を記録に組み込むか（例えば、どのような発言がなされ、又

は何が観察されたかについての録取書 (transcript) を作成するか、検証がビデオ録画されるか、仲裁廷、仲裁廷選定専門家証人又は当事者選定専門家証人が共同報告書又は個別の報告書を作成するか) を決定しなければならない。仲裁廷選定専門家証人による検証の場合、当事者は、検証又は検証に関するいかなる専門家の報告内容に対しても意見を述べる機会を有する (第6.5条)。

第8条 証拠調べ期日

第8条は、「定義」の項で定義されている用語である証拠調べ期日を扱う。証拠調べ期日は、直接、リモートによる方法、電話会議の方法、又はその他の方法により行うことができ、また、仲裁廷への口頭その他の証拠の提示を伴う。ほとんどの国際仲裁において、各当事者が他方当事者が依拠する証拠を合理的な期間、前もって知る権利を有するという原則に基づき、この期日には、実質的な準備が先行して行われる (前文第3段落参照)。すなわち、付託事項書が存在することもあれば、予備的若しくは準備的な審問が行われる場合もある¹⁷。事実についての主張、及び多くの場合法律についての議論を含む、主張書面の交換も行われているであろう。文書も提出されているであろう (上記第3条参照)。事実証人は、証人陳述書を提出しているであろう (上記第4条参照)。当事者選定専門家証人又は仲裁廷選定専門家証人が、専門家意見書を提出している場合もあろう (上記第5条及び第6条参照)。当事者には、証拠調べ期日についての適切な通知が与えられなければならない¹⁸。このような全ての準備の結果、証拠調べ期日が開催される時までには、仲裁手続に参加する様々な参加者が、仲裁の当初よりも、お互いをよく知り、また、事案についてもより知っている状態になるであろう。

IBA証拠規則第8条は、全ての規定の中で最も一般的な規定である。本条は、証拠調べ期日において従うべき手続の一般的枠組みを規定している。これは、証拠調べ期日において従うべき手続及び命令の種類が膨大であるために必要となる。通常、当事者及び仲裁廷は、事案の状況に最も適した手続を考案することができる。第8条に規定されている特徴の中には多くの証拠調べ期日において見られるものがあるが、それらを全て取り入れた証拠調べ期日は、稀であろう。

リモート審問期日

2020年の世界的な新型コロナウイルス感染症の流行は、各国におけるロックダウン、隔離措置、自由な移動の制限を引き起こし、仲裁手続、特に対面の証拠調べ期日の実施に必然的に影響を及ぼした。2020年レビュー・タスクフォースは、この期間中

¹⁷ ICC仲裁規則第23条、ICSID仲裁規則第21条、仲裁手続を組織するための概要書 (UNCITRAL Notes on Organising Arbitral Proceedings) 第9項参照。

¹⁸ 例えば、HKIAC規則第22条 (4)、ICC仲裁規則第26条 (1)、ICDR仲裁規則第23条 (1)、LCIA仲裁規則第19条 (3)、SCC仲裁規則第32条 (2)、UNCITRAL仲裁規則第28条 (1)、WIPO仲裁規則第55条 (b) 参照。

に当事者及び仲裁廷によって実施された手段と取り入れられた実務慣行を反映するため、IBA証拠規則を改訂した。第8.2条は、仲裁廷が、当事者の申立て又は職権により、かつ、当事者と協議の上、リモート審問期日による証拠調べ手続を行うことを命ずる手続について規定している。

第8.2条は、証拠調べ期日がリモートで行われるべきか否かを評価する際、仲裁廷が自ら率先して、時間、費用及び環境面の懸念を考慮することを奨励する。第8.2条は、証拠調べ期日がリモート審問期日として行われる場合、リモート審問期日の実施に関するプロトコルを作成する必要があると規定している。第8.2条は、柔軟性の観点から、そのようなプロトコルを誰が作成するかについては明示していない。したがって、当事者又は仲裁廷のいずれもこれを作成することができる。当事者がプロトコルの内容について合意できない場合、仲裁廷は、当事者と協議の上、その内容を決定することとなる。

いかなる場合にも、リモート審問期日を効率的かつ公正に、かつ可能な限り意図せず中断することのないように行うことを目指して、プロトコルを作成すべきである。これには、例えば、リモート審問期日に先立つ機器及びネットワーク接続のテスト、並びに当該サービスを提供する専門のサービスプロバイダーの関与が必要となる場合がある。使用される技術は、通信についての十分な品質を保証し、品質が不十分になった場合の代替案も準備しておくべきである。また、証拠 (exhibits) を必要に応じて証人及び仲裁廷に共有できるよう確保することにも留意すべきである。リモート審問期日を「公正に」実施するためには、とりわけ、タイムゾーンを考慮すべきであり、また、仲裁廷が、1日1度の長時間審理ではなく、複数の短時間審理を設定することができる必要があるとされる。

第8.2条 (d) は、プロトコルが「証言を行う証人が不適切に影響され又は集中を妨げられないことを確保するための措置」を含むべきことを示唆している。証言を行う際、証人が他者から不当に援助を受けることがないようにし、また不適切に文書を参照しないようにするための手段は様々である。これらの方法には、尋問の開始時に、証言が行われている部屋、そこに同席している人物及び利用可能な文書について証人に質問すること、証人の背後に鏡を設置すること、魚眼レンズを使用すること、又は、相手方の代理人側の誰かが証人と同席することなどが含まれる。

審問期日の管理

第8.3条は、証拠調べ期日を管理する権限が、当事者ではなく、仲裁廷にあることを明確にしている。これは、元来、シビル・ローの手続に由来するものであるが、広く採用されてきた考え方である¹⁹。仲裁廷は、関連性の欠如、重要性の欠如、不合理な負担、重複、又は第9.2条若しくは第9.3条に定める異議事由に基づ

¹⁹ 例えば、ICC仲裁規則第26条 (3)、ICDR仲裁規則第23条 (3)、LCIA仲裁規則第19条 (2)、UNCITRALモデル法第24条 (1) 参照。

き、質問又は証人の出頭を制限し又は排除することができる。一部の代理人弁護士は異議を申し立てることに慣れているものの、仲裁廷はこれらの基準を自ら適用することもできる。本条はまた、異議の対象となり得る不合理な誘導尋問（これは主尋問又は再主尋問を価値のないものにしてしまい得る）について規定する。これらの規定はいずれも、仲裁廷が、当該仲裁事件の結果にとって重要性のある事項に集中させ、より効率的に審理期日を実施することができるようにするために定められている。

証人及び専門家証人に対する命令及び尋問

第8.4条 (a)、(b) 及び (c) は、多くの場合において適用される、証人尋問の基本的な順番を定めている。すなわち、申立人の証人、次に、被申立人の証人、そして専門家証人である。各証人について、まず当該証人を起用する当事者により証言が引き出され、次に相手方当事者による反対尋問が行われ、その後、提供を行った当事者による再主尋問の機会が与えられる。通常、再主尋問は、先の反対尋問において新たにあらわれた事項に限定される。多くの仲裁廷は、手続の進行を補助するため、又は証人を落ち着かせるための質問を除き、終盤に尋問を行う。

しかしながら、仲裁廷は、複雑な事件においては特に、争点のより深い分析に備え、これらの手続を採用する場面が増えている。第8.4条 (g) においては、仲裁廷がいつでも質問を投げかけることができる旨が確認されている。仲裁廷は、しばしば、当事者の代理人弁護士による口頭の弁論（証拠調べ期日の一部として行われる場合もあれば別に行われる場合もある）を聞く。これを受け、第8.4条 (f) は、仲裁廷が、事案の状況に応じた最適な方法で、この手続についての命令を変更する裁量を有していることを確認している。例えば、この規定は、特定の争点ごとに証言を行うことの段取り（arrangements）や証人が同時に質問を受け互いに対面する方法（いわゆる「ウィットネス・カンファレンシング」）を認めている。このような手法により、仲裁廷は、証言の矛盾をより良く理解し、証言に与えられるべき証明力と信用性を判断することができる。

その他には、代理人弁護士による尋問に先立って専門家証人がプレゼンテーションを行い、具体的な質問による詳細に入る前に自らの見解や結論を一通り説明し、仲裁人が質問できるようにすることも、ますます一般的になってきている。究極的には、IBA証拠規則は、仲裁廷及び当事者に、最善の手続進行方法を決定する権限を委ねている。

IBA証拠規則は、まだ証言を行っていない証人が審問室に在廷できるかどうか、又は証言を行った証人が在廷したままでいられるかどうかについては言及していない。これは、事案の状況、紛争の性質及び関係者に左右されるため、仲裁廷の決定に委ねられている。

第8.5条に定められている通り、証人が真実を述べることを約束する、証人によ

る確約（affirmation）は広くみられる。仲裁廷は、単に証人に真実を述べるように勧告するだけの場合も多くあり、ときには、それに加え、仲裁地又は証拠調べ期日の物理的開催地で適用される刑事罰の存在について、証人に説明することもある。少なくともいくつかの国においては、仲裁廷が、自ら証人に宣誓させることは稀である。

証人及び専門家証人が証人陳述書や専門家意見書を提出したときは、その書面につき、証言の冒頭において確認がなされる。証人又は専門家証人は、自らの証人陳述書又は専門家意見書を訂正することができる。第8.5条第3文は、多くの仲裁において適用される、証人陳述書が当該証人の主尋問に代えることができるという準則を反映している。証人陳述書を主尋問に完全に代えることで、証人陳述書を包括的なものにするインセンティブを与えられ、一般に、証拠調べ期日も短縮される。しかし、本規則はこの実務慣行を要求しておらず、証人陳述書を主尋問に完全に代える場合であっても、仲裁廷は、例えば、証人陳述書の提出後に生じた可能性のある新規の主張や新たな発展に言及するために、いくつか口頭での主尋問を実施することが有用であると考えられる。2020年レビュー・タスクフォースは、この可能性に言及するために、第8.5条の末尾に文言を追加した。仲裁廷がこのような補充的な口頭の主尋問を許可することが見込まれる場合には、当該事項は、仲裁手続の早い段階において、手続指揮の中で取り扱われていることが通常である。

2020年レビュー・タスクフォースが第8.5条に行った変更は、意見公募プロセスで報告された、証人陳述書が主尋問に代わる場合で他方当事者が反対尋問の権利を放棄したときに、証人を請求した当事者が、それにもかかわらず、証拠調べ期日において供述証拠を提供するために証人を出廷要請することができるか否かについての不確実性に対処しようとしたものでもあった。改正された第8.5条は、仲裁廷がそのような追加の主尋問を認めることができることを明確にしている。

IBA証拠規則のいかなる規定も、仲裁廷が別の方法で証人尋問を行うこと、例えば、仲裁廷が最初に証人を尋問し、その後当事者が尋問する、一定のシビル・ロー諸国における伝統的な方法で証人を尋問することを妨げるものではない。これは、仲裁廷が当該仲裁事件を熟知し、かつ、適用される法を十分に検討していることを前提とした方法である。

仲裁廷の証人

仲裁廷の糾問権（*inquisitorial powers*）は、仲裁地の仲裁法（*the lex arbitri of the seat of the arbitration*）により認められる²⁰。糾問権は、当事者が合意した仲裁規則により認められる場合もある²¹。IBA証拠規則は、このような仲裁廷の広範な糾問

²⁰ 例えば、1996年英国仲裁法第34条（2）（g）、スイス国際私法典第184条参照。

²¹ 例えば、LCIA仲裁規則第22条（1）（iii）参照。

権を規定していないが、第8.6条は、糾問権を行使される主要な場面について規定している。すなわち、従前、典型的に、当事者と関係を有していたが、何らかの理由（おそらく証人との密接な関係をもはや有していないため）により、当事者が出頭を説得できなかつた重要な証人を尋問する場合である。このような仲裁廷の証人は、しばしば、上述の糾問的方法によって尋問される。このような方法により実施することは義務付けられていないが、第8.6条の第2文によって想定されている。

証拠調べ期日の終了時に、当事者は、証拠の評価及び法律について意見を述べる機会を与えられることがある。このような意見は、証拠調べ期日後の主張書面において、又は別の「最終」若しくは「訴答」審問期日において、又はその双方において、行うこともできる。IBA証拠規則は、仲裁手続のこの段階について規定していない。

第9条 証拠の許容性及び証拠評価

IBA証拠規則第1条から第8条は、証拠の収集及び仲裁廷への提示の仕組みを規定する。第9条は、仲裁廷がどのような証拠を適切に検討すべきか、また、仲裁廷に適切に提出された証拠をどのように評価すべきかを決定するための原則を規定する。

第9.1条は、仲裁廷が証拠の許容性、関連性、重要性及び証明力を決定する、という多くの仲裁機関規則やアドホック仲裁規則においても見られる一般原則を規定する。明らかに、仲裁廷はこうした決定を行うにあたって裁量権を行使すべきであるし、当該裁量権の行使は、仲裁廷の中心的な役割である。

第9.2条及び第9.3条は、口頭であるか書面であるかを問わず、許容し得る証拠に関する制限を規定する。これらの制限は、第3条に基づく文書の提出や第7条に基づく検証にも適用される。これらの制限は、当事者の権利と仲裁廷の権限の境界線を画する意味においても重要である。第9.2条が仲裁廷は所定の例外のうちの1つに該当する証拠を排除「しなければならない」と規定する一方で、仲裁廷が所定の例外のいずれかに該当するか否かを決定する裁量権を有していることは明確である。さらに、2020年レビュー・タスクフォースによって改正された第9.2条の導入文は、第9.2条に列挙された理由が文書やその他の証拠の全体に適用されるか、又は一部にのみ適用されるかに応じて、証拠の全部又は一部を排除する裁量権を仲裁廷が有することを明らかにしている。

第9.2条(a)は、事案に十分な関連性を有しない証拠や結果にとって重要でない証拠を仲裁廷は排除しなければならない、という単純な命題を規定する。

法的障碍と秘匿特権

第9.2条 (b) は、弁護士・依頼者間の秘匿特権、職業上の秘密保持、又は和解協議に係る秘匿特権 (the without-prejudice privilege) 等の適切な適用法の下における、一定の特権の対象となり得る文書その他の証拠の保護を規定する。1999年作業部会は、こうした秘匿特権が国際仲裁において認められることが重要であると考えた。

2010年小委員会は、第9.4条 (旧第9.3条) で適用される秘匿特権の決定に関する拘束力のない追加ガイダンスを提供した (そして、2020年レビュー・タスクフォースは、第9.4条へのクロス・リファレンスを追加ガイダンスに追加した。)。適用基準は仲裁廷の裁量にゆだねられているものの、とりわけ両当事者が異なる法律上又は倫理上の規則に服している場合には、仲裁廷が第9.4条に規定された要素を考慮することが望ましい。第9.4条 (a) は、弁護士・依頼者間の秘匿特権に関するコモン・ローの理解と、職業上の秘密保持義務に関するシビル・ローの理解の双方を包含することを志向している。第9.4条 (b) は、特定の法域において存在し、和解交渉の内容に関連する、いわゆる「他の権利に影響を及ぼすことなく (without prejudice)」あるいは「和解」秘匿特権についての一般化された理解を規定する。第9.4条 (c) は、法的障碍や秘匿特権が発生したとされる時点における両当事者やそのアドバイザーの期待が考慮されるべきであるという指針を規定する。これらの期待は、しばしば、これらの者の本国法域において広く認められている秘匿特権へのアプローチによって形成される。第9.4条 (d) は、多くの国における秘匿特権の重要な例外、すなわち特権放棄を規定する。最後に、第9.4条 (e) は、両当事者間の公平と平等を維持する必要性を強調する。両当事者間の公平と平等を守る必要性は、両当事者の本国法域において広く認められている秘匿特権へのアプローチが異なる場合に生じる。例えば、ある法域では和解交渉中のやり取りに係る秘匿特権が認められている一方、他の法域ではそうした秘匿特権が認められていないことがあり、またある法域では、弁護士・依頼者間の秘匿特権を社内弁護士にまで拡大する一方で、別の法域ではそうした拡大までは認められていないことがある。このような場合、当事者間に異なる規則を適用することは、一方の当事者の文書の提出を免除する一方で、他方の当事者の文書の提出は免除されないといったことにより、不公平を生み出す。

第9.2条 (c) は、提出によって不合理な負担がもたらされる場合、当該文書その他の証拠を仲裁廷が提出や証拠から除外することを許容する。この不合理な負担には、様々な形態があり、そうした負担の性質は、仲裁廷の裁量に意図的にゆだねられている。例えば、第3.3条 (a) (i) に従って適切に特定され、かつ、事案に関係し、結果にとって重要であるにもかかわらず、提出によって不合理な負担が生じるような量の文書を、提出の要請に従って提出しなければならないような事態も含まれ得る。同様に、第9.2条 (c) は、ある文書が存在し、かつ、それが他方当事者の「所持、管理又は支配」下にあると考えられるが (第3.3条 (c) (ii) 参照)、その一方で、当該当事者がそのような文書を入手することが不合理な程度に困難である状況も対象とする。第9.2条 (d) もまた、紛失したり毀損されたりした文書は合理的に提出できない、という明快な規定である。文書の紛失といった否定命題を立証することは不可能である可能性があるため、第9.2条

(d) では、当該紛失については、紛失が発生したことの合理的な可能性をもって立証されるものと規定されている。

秘密保持

第9.2条(e)は、営業上及び技術上の秘密保持に関する規定である。第3条は、たとえ特定の法域の国家裁判所においては提出の範囲外である文書であっても、いくつかの内部文書は、国際仲裁においては適切に提出されるべきであるという信念を反映している。しかしながら、IBA証拠規則は、文書の中には、文書提出要求に応じて又は証拠として提出されることを要求されるべきではないという営業上又は技術上の秘密保持に関する懸念の対象となるものがあることもまた認識している。この根拠は、当該文書の秘密を保持するのにやむを得ない理由があり、かつ、当事者が当該文書の開示に反対する正当な理由を有するといった場合に適用され得る。例えば、紛争の両当事者が競合同士である場合、当事者は、その顧客又は取引先との契約におけるビジネス条件、ノウハウ、営業秘密、製品処法や仕様、事業計画等を開示することについて正当な懸念を有することがある。こうした懸念は、例えば、他方当事者の従前の行動に鑑みると、文書又は証拠が公表されたり第三者に開示されたりする可能性があるといった場合にも生じ得る。個人データ保護への配慮(例えば、GDPRや類似の国内法に基づくもの)も、同類であろう。ただし、当該文書の全部につき提出を免除したり証拠から除外したりする代わりに、仲裁廷は、第9.5条に基づき、証拠の秘密を保持するための適切な措置を命ずることができる。

IBA証拠規則は、他の仲裁手続において当事者が入手した証拠の許容性に係る問題について詳細には触れてはいないが、第9.2条(e)はそのような状況にも適用され得る規定である。仲裁廷は、当該証拠の提出や提示を命じたり許可したりするか否かを検討する際、公平性ととともに、関係する仲裁規則又は仲裁合意下の当事者の秘密保持義務を考慮することができる。

IBA証拠規則の初期の草案がこのような秘密性にのみ言及していた折、ある国際的な政治組織が「営業上及び技術上の秘密性」には当該政治組織内における秘密性が含まれないことを指摘した。したがって、このような政治的あるいは機関において特別なセンシティブ性を、営業上・技術上の秘密性と同等の立場に置くために、第9.2条(f)が追加されたものである。いずれの条項の場合においても、仲裁廷は、秘密性又はセンシティブ性への配慮が文書その他の証拠を証拠から排除し又は提出を免除することを保証するのに十分であるかを決定する裁量権を有する。仲裁廷は、IBA証拠規則に記載されているように、証拠を排除するために、懸念が「やむを得ない」ものであると認定しなければならない。

第9.5条は、仲裁廷が秘密情報を保護するための一定の措置をとることができることも明らかにしている。例えば、文書が第三者に開示されてしまうという懸念が存する場合には、仲裁廷は、証拠のさらなる開示を禁止する命令(秘密保持命令)を発したり、当事者に秘密保持契約を締結するよう命じたりすることができる。

る。当事者の正当な利益により仲裁手続における相手方当事者に秘密情報の非開示が求められる場合は、仲裁廷は、マスクングした形式での文書の提出を命じたり、当事者及びその弁護士に適用される法令によって許容される場合には、両当事者には閲覧を許さずに、代理人弁護士間でのみ文書の交換を行うべき旨（いわゆる「弁護士限りでの（attorneys-eyes only）」提出）を命じたりすることができる。最後に、第3.8条に規定するように、仲裁廷は、仲裁廷及び当事者に対して秘密でない内容について報告させるため、独立かつ公平な専門家を任命し、懸案の文書を検討させることができる。2020年レビュー・タスクフォースは、このような秘密性の取扱いは、文書の提出の段階と仲裁手続における証拠としての文書提示段階の両方で適用されることを明らかにした。

当事者が秘密性又は秘匿特権に依拠することを期待する場合（第9.2条（b）、（e）及び（f））、当事者及び仲裁廷は、自らの異議を特定するために秘匿特権ログや秘密性のログを作成することが適切であるか否かを検討することができる。

第9.2条（g）は、事案における手続上の経済性、均衡、公平性及び平等を保証することを目的とするキャッチオール条項である。例えば、ある国家の法制度において秘匿特権を有するとみなされる文書が、別の国家の法制度においては秘匿特権を有するとはみなされないことがある。このような事態が不公平を生ずる場合は、仲裁廷は、第9.2条（g）に基づき、厳密には秘匿特権がない文書の提出を排除することができる。一般的に、この規定は、仲裁廷が両当事者に効果的かつ効率的であるとともに公正な審問期日を提供することを確保する手助けとなることを期待されるものである。

違法に入手した証拠

第9.3条は、2020年レビュー・タスクフォースによって追加された新たな規定である。この規定により、仲裁廷は、当事者からの申立てにより又は職権で、違法に入手された証拠を排除することができる。例えば、会話が記録された国の法律によって、会話の当事者の許可なく会話を録音することが禁止されている場合、そのような録音は違法に入手されたものとみなされ、仲裁廷は、当該録音を証拠から除外することができる。

2020年レビュー・タスクフォースは、そのような違法に入手された証拠が排除されるべき特定の状況を捕捉しようと熟慮したが、この問題について明確なコンセンサスを得るまでには至らなかったと結論付けた。刑事裁判手続においても民事裁判手続においても、違法に入手された証拠を証拠から除外すべきかどうかは、各国の法により異なる。同様に、仲裁廷も、とりわけ、証拠提供者が違法行為に関与していたか否か、均衡性への配慮、証拠が重要で結論を決め得るようなものか否か、証拠が公衆への「漏洩」を通じて公になったか否か、そして、違法性の明白性・重大性などに応じて異なる結論に達している。2020年レビュー・タスクフォースは、第9.2条所定の理由が存在する場合には仲裁廷は当該証拠を排除「しなければならない」と規定する一方で、仲裁廷は第9.3条に基づく証拠

を排除「することができる」と規定することで、この多様性を許容しようとした。

不利益推認

最後に、第3条の議論で述べたように、第9.6条及び第9.7条は、一方の当事者が、仲裁廷が要求した文書の提出又は他の証拠を利用可能にすることを怠った場合の推認を許容する。仲裁廷は、その後、当該文書又は証拠が当該当事者にとって不利益なものである（adverse to the interest of that party）と結論付けることができる。一方当事者がそのような推認を要求する場合、当該当事者は、推認の理由及び導かれる特定の推認を明確かつ具体的に述べることが期待される。第9.8条は、仲裁廷に対して、誠実性に反した当事者に対して、費用負担を課す、あるいはその他IBA証拠規則上可能な方法によって、制裁（前文第3段落参照）を課す裁量権を特に付与するものである。

* * *

2020年レビュー・タスクフォースは、この改正IBA証拠規則は、1999年IBA証拠規則及び2010年IBA証拠規則によって達成された慎重なバランスを維持するものであると考えている。また、この改正は、国際仲裁を遂行する当事者を支援する効果的な仕組みとしてのIBA証拠規則の使用及び成功を更に促進するものとなることを確信している。

[翻訳者註] 公益社団法人日本仲裁人協会の翻訳プロジェクト・メンバー：
[Translator's Note] Members of the Translation Project by the Japan Association of Arbitrators (JAA):

土門駿介	Shunsuke Domon
古川智祥	Tomoyoshi Furukawa
井上葵 (プロジェクトリーダー)	Aoi Inoue, Project Leader
岩田裕介	Yusuke Iwata
金丸祐子 (プロジェクトサブリーダー)	Yuko Kanamaru, Project Sub-leader
小池未来	Miku Koike
笹山脩平	Shuhei Sasayama
田村陽典	Yosuke Tamura
手塚裕之 (副理事長)	Hiroyuki Tezuka, Vice President of the JAA
臼井慶宜	Yoshinori Usui
横田真一郎 (プロジェクトサブリーダー)	Shinichiro Yokota, Project Sub-leader

(アルファベット順 Alphabetical Order)